

戦後日本における米軍の性政策と米兵に対する刑事裁判権について

—キャンプ岐阜を素材として—

A Brief Study about Sexual Policies of the U. S. Armed Forces and Criminal Jurisdiction for the U.S. Soldiers in Postwar Japan: Focusing on Camp Gifu

坂本 一也
SAKAMOTO Kazuya

I はじめに

現在、日本に駐留している米軍兵力は陸、海、空各軍と海兵隊を合わせて5万2千人超（2015年9月末）、そのうち沖縄には2万7千人弱（2011年6月末）が配備されており、この在沖米軍の57.2%（1万5千人超）が海兵隊である¹。日本に駐留するほぼすべての海兵隊員が沖縄に駐留しているのである。また、1995年9月の米兵少女暴行事件を契機として、その返還・移設が決められたものの未だ解決していない普天間飛行場や2016年12月22日にその一部が返還された北部訓練場など²、海兵隊が使用する基地は沖縄県内の軍施設面積の約70%を占めており、在沖米軍の中でも海兵隊の存在は際立っている。さらに、海兵隊員らによる事件や事故の多いこともその存在を特徴づけ、これが現在の在沖米軍のイメージを形作っているといえよう。

ところで、沖縄に駐留する海兵隊は5つの部隊で構成される第3海兵遠征軍（III MEF）であり、その部隊の一つが第3海兵師団（陸上戦闘部隊で約7千5百名で構成）である³。この第3海兵師団は第二次大戦直後から沖縄に駐留していたわけではなく、1950年代後半に日本本土から沖縄に移転した部隊である。少し長くなるが、その経緯について触れておくことにしよう。そもそも第3海兵師団は、1950年6月に勃発した朝鮮戦争で前線に展開していた第1海兵師団への補充兵の提供や後方支援を行うために1952年1月に再結成され、休戦協定違反の際に韓国に即時突撃が可能な日本本土に配備されることになった部隊である⁴。そこで、休戦協定締結直後の1953年8月から10月にかけて、司令部のあった岐阜県のキャンプ岐阜、山梨県のキャンプ富士をはじめ、神奈川県横須賀市、静岡県御殿場市、大阪府和泉市・堺市などに分散して駐留することになった。しかし、1952年4月にサンフランシスコ講和条約（以下、講和条約）が発効しており⁵、これまで連合国最高司令官総司令部（GHQ/SCAP: General Headquarters, the Supreme Commander for the Allied Powers）（以下、

1 沖縄県知事公室基地対策課『沖縄の米軍及び自衛隊基地（統計資料集）平成28年3月』（2016年）2-3、10頁（<http://www.pref.okinawa.jp/site/chijiko/kichitai/toukei.html>）。なお、ウェブサイト等によるすべての資料の最終アクセス日は2017年1月10日である。

2 米兵少女暴行事件を契機に激化した基地反対運動を受けて、在日米軍施設・区域の整理、統合、縮小を協議するために日米間で「沖縄に関する特別行動委員会（SACO: Special Action Committee on Okinawa）」が設けられた。1996年12月2日にSACOが出した最終報告は、普天間飛行場、北部訓練場を含む土地の返還などを勧告している（http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/sfa/pdfs/rem_saco.pdf）。

3 在日米国海兵隊ウェブサイト（<http://www.kanji.okinawa.usmc.mil/>）参照。なお、第3海兵遠征軍の司令部は沖縄県うるま市（キャンプ・コートニー）に置かれており、海外に司令部を置くのはこの海兵遠征軍のみである。

4 山本章子「1950年代における海兵隊の沖縄移転」屋良朝博他『沖縄の海兵隊—駐留の歴史的展開』（旬報社、2016年）〔以下、山本（2016）〕27頁。

5 1951年9月8日にサンフランシスコで米国をはじめとする主要な連合国（48か国）との間で「日本国との平和条約」（サンフランシスコ講和条約）が締結され、同日に、「日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約」（旧日米安全保障条約）も締結され（主席全権委員の吉田茂のみ署名）、これらはともに翌52年4月28日に発効した。これ以降、占領軍であった米軍は講和条約第6条(a)及び旧日米安全保障条約に基づいて日本に駐留する駐留軍となった。なお、旧日米安全保障条約は1960年6月23日に「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約」（日米安全保障条約）が発効したことを受けて、失効した（同第9条）。

GHQ) の占領下では声を上げることができなかった住民たちが、米軍基地拡張のための新たな土地の接収や米兵による事故や事件に対して全国各地で基地反対運動を展開するようになっていた。その代表例として、1953年の試射場建設に対する石川県の内灘闘争、1955年の立川飛行場拡張に対する住民の反対運動とそれを支援する学生・労働者団体による砂川闘争などが挙げられる⁶。さらに、1957年1月30日には群馬県相馬が原演習場で米兵が薬莖拾いをしていていた女性を射殺するといういわゆる「ジラード事件」が発生し、この兵士に対する訴追・処罰をめぐる日本全体に反基地感情の世論が高まっていった⁷。こうした住民による基地反対運動や反基地感情の高まりは、日本の再軍備化を進めようとしていた当時のアイゼンハワー大統領にとっては懸念事項であったとされ、もちろんこのことのみが要因ではないが、東アジアにおける米軍の再編計画とも相俟って、日本本土の駐留米軍は整理・縮小が進められ、海兵隊は1950年代後半に既に軍用地の接収が進んでいた沖縄へと移転したとされる⁸。

さて、米軍基地は現在も横田(東京)や横須賀(神奈川)にもあり、米軍による事件や事故が発生している。ただ、海兵隊の存在との関係からか、そうした事件や事故は沖縄の問題であるとの印象が強い。しかし、海兵隊が沖縄に移転するまでは、日本各地に米軍基地があり、海兵隊が駐留していたのである。もちろん、米軍(兵士)と基地周辺住民との交流もあり、そこには良好かつ親密な関係が生まれたことも事実であるが、現在、沖縄のことと考えられがちな米軍基地問題は、その当時の基地周辺住民が抱えていた問題であったといえよう。このことは、例えば、各務原市教育委員会が刊行した『各務原市の戦前・戦中・戦後史』における「米軍が各務原に進駐したことで、兵隊の犯罪発生、歓楽街の出現、風俗の乱れ、国際児童問題などの社会問題が発生」⁹したとの記載からも窺い知ることができる。日本の他の地域と同様に、岐阜、各務原においても米兵による犯罪行為、米兵相手の売春行為などが発生していたのである。また、キャンプ岐阜に米軍が駐留していたのが第二次大戦後の混乱期である1945年10月から1958年6月までの約13年間であったという時代背景を考えれば、基地問題はなおさら顕著であったように思われる。では、こうした状況に対して、当時の住民はどのような態度をとり、また、米軍(GHQ)や日本政府・基地周辺自治体などはどういった施策をとってきたのであろうか。本稿では、こうした問題関心から、岐阜県内にあった唯一の米軍基地であるキャンプ岐阜(正式名称: Camp Majestic)を素材として、その周辺地域の事実関係を手掛かりに、次の2つの問題に絞って検討することにしたい。一つは「歓楽街の出現、風俗の乱れ」との関係から売買春に対する米軍(GHQ)の政策(性政策)について、もう一つは「兵隊の犯罪発生」との関係で犯罪を行った米兵に対する刑事裁判権についてである。これらを検討することによって、世界中の米軍基地周辺に風俗街が建設され、売買春のみならず人身売買さえ行われているとの批判もなされるように¹⁰、前者からは現在の課題でもある軍隊と性的搾取・性暴力の問題を考えるための、また、後者からは米兵による犯罪との関係で常に取り上げられる日米地位協定(「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協

6 林博史『米軍基地の歴史—世界ネットワークの形成と展開』(吉川弘文堂、2012年) [以下、林(2012)] 93-97頁。

7 ジラード事件について日米間で行われた交渉過程や重罰を科さないとする密約などを検討したものと、山本英政『米兵犯罪と日米密約—「ジラード事件」の隠された真実』(明石書店、2015年)。

8 海兵隊の沖縄移転にかかる政策等の変遷を含めた経緯の詳細については、山本(2016) 33-43頁、林(2012) 100-108頁、平良好利『戦後沖縄と米軍基地—「受容」と「拒絶」のはざま— 1945~1972年』(法政大学出版会、2012年) 94-104頁、NHK取材班『基地はなぜ沖縄に集中しているのか』(NHK出版、2011年) 25-34頁を参照。なお、沖縄に移転した第3海兵師団であるが、1956年11月に(現在、普天間飛行場の移転先とされている)辺野古のキャンプ・シュワブに入り、1959年10月には兵舎を完成させている。さらに、1957年10月に北部訓練場を接収し、1960年5月には空軍から海兵隊に普天間飛行場が移管されるなど、現在の軍施設を保有するようになったとされる(林(2012) 118-124頁参照)。

9 各務原市教育委員会編『各務原市の戦前・戦中・戦後史』(2016年) 99頁。

10 例えば、デイヴィッド・ヴァイン(西村金一監修、市中芳江他訳)『米軍基地がやってきたこと』(原書房、2016年) 209-233頁。なお、同書では、こうした軍の組織ぐるみの売買春は「軍事化された男性性」を強化するものであり、それが女性蔑視や女性に対する性暴力を助長しているとする。また、軍事化された男性性は軍隊内の女性兵士に対する性暴力だけでなく、男性兵士への性的虐待をも生じているとの指摘もある(同234-249頁)。

定」1960年1月19日署名、同年6月23日発効）第17条を歴史的な文脈から再確認するための素材が提供できればと考えている¹¹。

II キャンプ岐阜の形成から返還まで

本稿で取り上げる各テーマの検討に入る前に、岐阜県稲葉郡那加町（現在の各務原市那加）に約13年間おかれていたキャンプ岐阜の歴史を簡単に確認することにする¹²。

1945年9月2日のミズリー号での降伏文書調印後、米軍を中心とする連合軍は同年9月から10月にかけて日本全土に進駐し、占領政策の実施を調査・監視する軍政部を各都道府県に設けることにした。岐阜については、1946年2月4日に岐阜軍政部 (Gifu Military Government Team) が当時の岐阜県庁舎2階の貴賓室に置かれることとなった（その後、軍政部の増員を受けて岐阜市とその周辺の施設を接管するなどし、1949年7月には占領軍の組織改編に伴い、民事部と改称された）。なお、この軍政部が設置されるに先んじて、占領軍は岐阜に進駐してきていた。1945年9月29日に米第6軍のシャーワ少佐が占領軍用施設設営のために名古屋から単身で岐阜を訪れ¹³、各務原の元航空隊兵舎、航空廠及び飛行場の接管を指示した。ここで接管されることになる各務原飛行場は、陸軍飛行連（戦）隊の基地として利用され、第二次大戦終戦時には陸軍航空整備学校（航空団）教育（部）隊、陸軍航空廠が使用する施設であった¹⁴。翌30日には「岐阜県進駐軍受入本部」（本部長は知事）が設置され、受入れの対応に当たった。その一つとして、10月1日には「外国軍隊進駐地域住民に対する回覧板」を作成し、関係市町村を通じ住民に対して占領軍についての注意喚起を行っている。時を同じくして、那加町では占領軍の受入れ準備が進められ、宿舎その他の諸施設の清掃のため労働者（男性673名）の提供とともに¹⁵、占領軍兵士（米兵）向けの映画館・射的場・土産物店の用意、英語による看板・値札の付加、警官の増員（80名）と検問所の設置、通訳の募集などを約1週間で行ったとされる。

さて、岐阜・各務原に最初に進駐したのは（西日本を統括する）米第6軍の第25歩兵師団第27歩兵連隊 (27th Infantry Regiment) を中心とする部隊であり、上陸した名古屋港から1945年10月26-28

11 これらを検討する前提として、GHQによる占領が法的にどのように位置付けられるのか、また、そもそも国家の全領域を長期間占領し、その上で、被占領国である日本の政治経済体制を根本的に変更するような政策をとることができたのが重要な問題であろう。武力紛争において行われる占領は国家領域の一部について、占領軍の権力行使が暫定的になされるという事実関係から認められるものとされてきた（1907年「陸戦ノ法規慣例ニ関スル規則」（ハーグ陸戦規則）第42条）。そのため、占領者は、原則として、占領地の法律を尊重し、その法律に基づいて被占領地住民の秩序・生活を確保するよう義務付けられているのである（同第43条）。しかしながら、連合国（GHQ）による日本やドイツ占領は国家全体を長期間にわたって占領し、それと同時に国家社会制度の根本的な変革をするものであり、こうした一般的な占領に関する規則（占領法規）からは逸脱（違反）するものとも考えられる。これについて、これらの占領がpost-debellatio占領（武力不行使原則が成立していなかった伝統的国際法において、紛争当事国が相手国の完全な敗北と共同交戦国の不在により一方的に戦争の終結を決定できるデベラチオ（征服）の法理が認められており、この後の占領のことをいう）であり、一般的な占領法規は適用されることなく、それに反するような占領も正当化されるとする立場がある。こうした見解については、例えば、A. Roberts, “Transformative Military Occupation: Applying The Laws of War and Human Rights”, *American Journal of International Law* Vol.100 (2006), pp.582-589, *ibid.*, “What Is a Military Occupation?”, *British Yearbook of International Law* Vol.55 (1984), pp.267-271を参照。これに対し、ドイツの場合は別として、GHQによる日本の占領がpost-debellatio占領ではなく、連合国と日本の間のポツダム宣言の受諾という合意に基づく占領であったとする見解もある。これについては、N. Ando, *Surrender, Occupation, and Private Property in International Law: An Evaluation of US Practice in Japan* (OUP, 1991), pp.93-95参照。この問題についてはさらなる考察が必要である。

12 以下の記述については、岐阜県編『岐阜県史（通史編 続・現代）』（2003年）19-20, 34-39, 51-52頁、同『岐阜県史（資料編 現代一）』（1999年）39-44頁を主に参照した。

13 なお、1945年9月2日には、海兵隊に所属する米兵（トラック3台に分乗）が治安維持を目的として現在の各務原市各務おがせ町にあった戦時中使役されていた中国人捕虜の居住地に到着し、その代表者と相談していたとの証言がある。このように、進駐直後から連合軍兵士は日本全土で活動していた。各務原市戦時記録編集委員会編『各務原市民の戦時記録—平和な21世紀を目指して』（各務原教育委員会、1999年）229頁。

14 各務原教育委員会編『各務原市史（通史編 近世・近代・現代）』（1987年）543-546頁。

15 小林義徳『那加町史』（1982年）373頁。

日にかけて計4132名が移動してきた。各務原の元航空隊兵舎は度重なる空襲にもかかわらずほぼ無傷であったため、そのまま兵士用の宿舎として（不足分は基地内にテント兵舎が設営された）、個人所有の別荘・県蚕業試験場・加納城跡・長良川畔の旅館・ホテル・民家などは娯楽施設・事務所・宿舎として接収された。また、1946年3月頃から県（土木部）と県内大手建設会社が参加して基地の改修新設工事が開始され、1年半で完成して占領軍に引渡された。こうして建設された各務原の米軍基地は「キャンプ岐阜」と呼ばれるようになった。さらに、キャンプ岐阜には国鉄（那加駅）と名古屋鉄道（三柿野駅）を介して名古屋港と基地を直接結ぶ引込線も作られており、兵士・物資の搬出入が容易にできるようにされた¹⁶。1947年2月からは（米第6軍の撤退後、日本全体を統括することになった）米第8軍の第25歩兵師団第24歩兵連隊（24th Infantry Regiment）が沖縄から岐阜へ移動してきた。この部隊は当時白人のみで構成されていた第25歩兵師団に編入された黒人戦闘部隊であり、この部隊以外にも8つの黒人部隊と2つの白人部隊がキャンプ岐阜に駐留していた¹⁷。1950年6月25日に朝鮮戦争が勃発し、これらの部隊にも出動命令が出され、同年7月9-10日には第24歩兵連隊が、7月24-25日には第27歩兵連隊がキャンプ岐阜から出発することになった。この当時、キャンプ岐阜には占領軍兵士（米兵）が入れ替わりながら約8000人が駐留していたとされ、キャンプ岐阜周辺には兵士向けの飲食店（キャバレーやビアホールなど）や娯楽店が立ち並び「租界NAKA」とも呼ばれる状況を呈していた¹⁸。

朝鮮戦争の休戦協定締結（1953年7月27日）後、キャンプ岐阜に駐留する部隊は大きく変わる。1953年8月22-30日にかけて名古屋港に上陸した米海兵隊第3海兵師団（3rd Marine Division）の約12000人が数回にわたって岐阜に移動してきたのである¹⁹。この米海兵隊の駐留に伴って、朝鮮戦争への出兵によって活気が低迷していた基地周辺では、景気向上を期待して飲食店等の新たな進出がみられるようになった²⁰。しかしながら、基地周辺地域・住民はこうした海兵隊駐留に対する歓迎ムードばかりではなかった。既に講和条約が締結されていたこともあり、それまでも米兵と地域住民との衝突がみられたが²¹、1953年9月9日に海兵隊員らに対して警察官が発砲し重傷を負わせるという事件（那加事件）²²が発生したことから、さらに地域住民等の基地反対運動が強くなっていった²³。その

16 この引込線は1945年10月に米軍鉄道輸送司令部の命令で延長工事が開始され、翌年10月に完成した（営業キロ数3.8km）。名古屋港のみでなく富士御殿場演習場への兵士・物資の輸送路として使用された。なお、荷役は日本通運が行っていたとされる。『各務原市の戦前・戦中・戦後史』99-100頁参照。

17 因みに、占領期の日本には7つの黒人戦闘部隊が駐留していたが、そのうち4つの部隊が岐阜に集まっていたことになる。『各務原市の戦前・戦中・戦後史』97-98, 100頁。キャンプ岐阜に駐留していた当時、この黒人部隊である第24歩兵連隊をめぐって生じた（売買春・日本人女性との婚姻・同性間の性的関係を含む）人種・ジェンダー問題については、この報告書が依拠する、岡田泰弘「占領下の日本におけるアメリカ黒人部隊をめぐる人種とジェンダーのポリティックスーキャンプ岐阜に駐留の第24歩兵連隊を中心に」『金城学院大学論集（社会科学編）』第7巻2号（2011年）81-94頁が詳細に検討している。また、この部隊に関する米軍による調査として、W. T. Bowers, W. M. Hammond and G. L. MacGarrigle, *Black Soldier, White Army: The 24th Infantry Regiment in Korea* (U.S. Army Center of Military History, 1996) がある。

18 『那加町史』383頁。

19 『岐阜タイムス』1953年8月23日、『各務原市史（通史編 近世・近代・現代）』584頁。駐留部隊としては、第12海兵連隊第3大隊（砲兵大隊）(India Battery, 3rd Battalion, 12th Marines) 及び第9海兵連隊 (9th Marine) があつたとされる。『各務原市の戦前・戦中・戦後史』98, 100頁。

20 「料飲店は“那加景氣”期待」の見出しで岐阜市と那加町で米兵出入り希望者が159軒にも及ぶと報じている。この料飲店の中には、キャバレーやカフェー等も含まれている（『岐阜タイムス』1953年9月8日）。

21 例えば、1952年6月20日には米兵と日本共産党員や岐阜大学農学部学生などとの間で衝突があり、付近に停車中のMP（憲兵）のジープ前で催涙ビンが爆発するなどといった事件が発生している（『朝日新聞』1952年6月21日）。

22 この事件は、私服で密偵捜査をしていた稲葉地区警察署那加警部派出所の巡査2名が酒に酔ってガラス店の窓ガラスを破壊した米兵（海兵隊員ら）4名を発見し、「ポリスマン」と連呼し拳銃を構えて立ちはだかかったところ、内1名が米兵から顔面を殴打されるなどしたため、銃を発砲し米兵に重傷を与えたもの（『岐阜タイムス』1953年9月10日）。米兵による事件等は全国的に数多くみられたものの、当時、日本の警察官が発砲して米兵に重傷を負わせた事件はこれが初めてであり、その成り行きは全国から注目された。この事件については、岐阜県警察史編纂委員会編『岐阜県警察史 下』（岐阜県警察本部、1982年）622-624頁参照。

23 例えば、1953年9月11日には当時この地区にあった岐阜大学本部、農学部の学生らが米軍駐留による治安悪化等に対して

後、上述したように日本全土で反基地感情が高まったことを受けて、1955年6月10日には防衛庁長官から各務原の第3海兵師団第1混成団が同月末で撤退するとの発表があり、同年8月には海兵隊が、また、同年8月16日には岐阜キャンプ司令官から県知事に対して陸軍部隊の移動の通知がなされ、同年9月には陸軍部隊の撤退が行われたのである。翌1956年2月からは一部返還を受けたキャンプ岐阜を航空自衛隊が使用するようになり（南半分は米空軍の補給基地として使用された）、1958年6月16日に全面返還されたことからキャンプ岐阜は航空自衛隊岐阜基地となり現在に至っている²⁴。

1945年10月からの13年の長期にわたって占領軍・駐留軍としての米軍基地キャンプ岐阜がおかれた那加周辺では、基地の設置・改修・新設作業や基地内での労働²⁵、米兵等を相手にしたさまざまな商売に加え、米軍基地との関係で戦前から存在していた旧航空機産業に関わる企業・工場の再建²⁶などが行われた。このように米軍基地は周辺地域の政治・経済や地域住民の生活と密接な関係を形成してきたのである。こうした関係が生み出した負の問題（基地問題）が、歓楽街の形成から派生した「パンパン」・「闇の女」などと呼ばれる女性（街娼婦）の売春問題、性病問題であり、また、基地に駐留する兵士による犯罪行為なのである。

III 米軍 (GHQ) の性政策—キャンプ岐阜をめぐる状況—

近代軍隊において、軍の性問題とは兵士の性病問題であり、そのために管理売春政策—娼婦の登録認可と性病の強制検査—がとられるようになったとされる²⁷。というのも、性病の治療方法が確立していなかった時代には、兵士が性病に罹患することは兵力の損失を意味したからである。米軍でも南北戦争時代に管理売春政策が導入されたことがあったとされる。しかし、20世紀に入って軍隊が海外に駐留するようになり、性病の罹患率が大幅に上がったため、管理売春ではなく売春禁圧政策に方針転換がなされた。そのために、米軍では、性病に罹患した兵士を軍法会議にかけ、あるいは軍務につけない期間の給与をカットするといった処罰・処分を行う厳しい態度でのぞむことで、買春自体をさせないようにした。また、それと同時に、兵士や地域住民への教育や買春後の消毒の徹底などの予防措置を講じることで対応するようになった。さらに、基地周辺地域の行政機関と協力して、売春街の閉鎖や娼婦の性病の強制検査など様々な規制措置をとるなどしてきた²⁸。ところが、第二次大戦中の

那加地区を文教地区にするよう求めるデモ行進を行い（『岐阜タイムス』1953年9月12日）、また、同月15日には岐労協（組合員5万5千人）が「基地那加、絶対反対」をスローガンとする闘争を行うことを宣言している（『岐阜タイムス』1953年9月16日）。こうした事態を受けてか、『岐阜タイムス』で「基地ナカの全容を探る」という特集が生まれ、否定的側面のみならず、米軍の基地周辺住民との交流などの肯定的側面について触れた融和的記事が掲載されている（『岐阜タイムス』1953年11月17日）。

24 『那加町史』388-389頁、『岐阜県史（通史編 続・現代）』78-79頁。岐阜基地（記事では那加基地）の全面返還については、『岐阜タイムス』1953年6月16日。

25 米軍の撤退に伴って行われた基地労働者（約2000余名）の解雇（最初の解雇通告は1954年8月19日に警備員車両係など63名に対して無予告で出され、その後、1955年8月16日には労働者全員を9月末限りで解雇する旨の通告がなされた）に対して県が対策本部を設置するなどしたように、米軍基地の労働者解雇問題は県の重要な労働問題であった。このように基地の地域経済への影響は大きいものであったといえよう。『各務原市史（通史編 近世・近代・現代）』842頁参照。

26 『各務原市の戦前・戦中・戦後史』103-106頁。

27 国家による管理売春は19世紀初頭のフランスに始まるとされ、戦地や占領下の地域では、軍専用の「軍用野戦売春所（BMC: Bordel Militaire de campagne）」が設けられるなどとされる。イギリスにおいても同様の施策がとられており、例えば、1864年に制定された「伝染病法」（Contagious Diseases Act）では、指定された軍港および軍の駐屯地において、警察が娼婦と判断した者に定期的な性病検診を義務づけ、罹患している場合には指定の専門病院（ロックホスピタル）に入院させ、入院治療を拒否した者は投獄できるとしていた。藤目ゆき『性の歴史学—公娼制度・墮胎罪体制から売春防止法・優生保護法体制へ—』（不二出版、1997年）[以下、藤目(1997)] 53-55頁、永原陽子『『慰安婦』の比較史に向けて』歴史学研究会・日本史研究会編『『慰安婦』問題を／から考える—軍事性暴力と日常世界』（岩波書店、2014年）66-73頁参照。

28 林博史『日本軍「慰安婦」問題の核心』（花伝社、2015年）[以下、林(2015)] 245-251頁参照。とりわけ海外に駐留する軍隊に対して厳格な売春禁圧政策がとられたことについて、その根幹には差別的な人種主義の考えがあったのではないかとの見解もある。すなわち、性的混交は人種の境界線を侵犯する行為であり、また、出征兵が現地女性と性的関係を持つこと（フラタニゼーション）は混血の危機であるとの認識があったことから、売春禁圧政策が強く押し出されたというのである。この点については、松原宏之『兵士の性欲、国民の矜持—二〇世紀初頭アメリカにおける市民の資質をめぐって』歴史学研究会・日本史研究会編『前掲書』137-138頁参照。

1943年にはペニシリンによる性病治療が実用化され、性病罹患がただちに兵力の損失を生じない状態となったこと、米軍が駐留する海外の諸地域では売春が容認されていたこと、現地の部隊長らが兵士に禁欲を強いるのを嫌ったことなどから、米軍による売春禁圧政策は海外基地などでは建前化するようになっていたとされる²⁹。こうした米軍の状況を前提として、日本に駐留した米軍 (GHQ)、日本政府、キャンプ岐阜周辺自治体などがどのような性政策をとったのかについてみることにしよう。

1. 兵士向けの性的慰安施設の設置

第二次大戦終戦直後、連合軍が日本に進駐することが明らかになると、日本全国の他の地域でもあったとされるが、岐阜ではいわゆる「女逃げろ」事件が起こった³⁰。この事件は、1945年8月17日に陸軍飛行師団の師団長が岐阜県知事、岐阜市長、岐阜連隊区司令官を電話で呼び出し、「アメリカ軍が上陸すれば、まず一番に知事と市長を逮捕して刑務所にぶち込むだろう。婦女を捕えて凌辱するだろう」などと語ったことを受けて、高山まで女性を避難させる計画案が話し合われたことが発端となったものである³¹。この件が岐阜市内で広まったことから、とりあえずの食料や身の回りの品を抱えた女性が郊外へ逃げ出す事態になったのである（翌18日には次第に沈静化したとされる）。こうした事件は必ずしも過剰な反応であったとはいえない。というのも、1945年8月28日に占領軍の先遣部隊が厚木飛行場に到着し、その2日後の30日午後に連合軍司令官のマッカーサーが厚木に降り立ったが、その日の午前中に神奈川県（横須賀市）で米兵による強かん事件が発生しているからである。内務省警保局外事課の報告では、首都圏（東京、神奈川、千葉）において同年8月30日から9月10日まで間に占領軍兵士による強かん事件9件、強かん未遂事件6件（金銭や物品の強奪といったその他の事件を含めると513件）があったとされる。また、少し後の時期ではあるが、1946年8月には強かん29件、47年の1年間では136件あったことが日本政府からGHQに報告されている³²。このような連合軍（軍隊）の進駐が犯罪、特に、女性に対する性犯罪を引き起こすとの認識は、岐阜のみならず日本全土で広く共有されていたのである。

こうした認識を受けて、終戦3日後の1945年8月18日に内務省警保局長は各都道府県宛に「外国軍駐留地における慰安施設の設置」に関する（無電）通牒を発している³³。この通牒において、警保局

29 林 (2015) 252-258頁参照。

30 『岐阜県史（通史編 続・現代）』15-17頁。

31 その際、岐阜市長は「女子は米一斗を持って安全な場所に避難せよ」と告示し、パニック状態に火をつけたとされる（『岐阜日日新聞』1980年8月11日、岐阜市編『岐阜市史（通史編 現代）』（1981年）4頁）。また、こうした事態になったことについて、「日本の軍隊が中国を占領したときにおこったよくない行動を、アメリカ軍も同じように行うものと考えて恐れたものようだ」と述べたとされる（『岐阜県史（通史編 続・現代）』14頁）。

32 林 (2015) 291-292頁参照。また、推定数ではあるが占領軍の日本上陸後の1か月間に全国で3500人以上の女性が米兵に強かんされたとする見解や占領軍将兵により強かんされた女性が数百人（1946年に30人、47年に283人、48年に265人、49年に312人）に及ぶとする国家地方警察（旧警察法により設置されていた組織）本部の発表があるとされる。藤目 (1997) 326頁参照。

33 なお、通牒の内容は以下のようなものであったとされる（吉川春子『従軍慰安婦—新資料による国会論戦』（あゆみ出版、1997年）230頁、西清子編著『占領下の日本婦人政策—その歴史と証言』（ドメス出版、1985年）[以下、西(1985)] 34-35頁によった）。

「『外国軍駐屯地における慰安施設の設置に関する内務省警保局長通牒』（無電）

外国軍駐屯地に於ては別記要領に依り之が慰安施設等設備の要あるも本件取扱に付ては極めて慎重を要するに付特に左記事項留意の上遺憾なきを期せられ度

記

一 外国軍の駐屯地及時季は目下全く予想し得ざるところなれば必ず貴県に駐屯するが如き感を懐き一般に動揺を来さしむ如きなかるべきこと

二 駐屯する場合は急速に開設を要するものなるに付内部的には予め手筈を定め置くこととし外部には絶対に之を漏洩せざる

こと

三 本件実施に当りて日本人の保護を趣旨とするものなることを理解せしめ地方民をして誤解を生じせしめざる

（別記）

外国駐屯軍慰安施設等整備要綱

一、営業行為は一定の区域を限定して従来の取締標準にかかわらずこれを許可するものとす

長は警察署長に対して、「一定の区域を限定」して、(日本人の利用を禁じた) 占領軍向けの「性的慰安施設」などを設置させることを指示したのである。また、そのために「芸妓、公私娼妓、女給、酌婦、常習密売淫犯者等を優先」して採用するよう求めている。この通牒に従って、例えば、東京では特殊慰安施設協会 (RAA: Recreation and Amusement Association) が設置されるとともに、「戦後処理の国家的緊急施設、新日本女性を求む」と接客婦募集の新聞広告が出されることとなった³⁴。因みに、先遣部隊が日本に到着した8月28日には品川の大森海岸に慰安所第1号となる「小町園」が開かれ、利用され始めた³⁵。このように性的慰安施設を設置することは、占領軍兵士による犯罪の防止策と考えられていたのである—いわゆる「性の防波堤論」—³⁶。GHQも建前上は米本国と同様に売春禁止の方針であったが、その姿勢は一貫しておらず、日本における管理売春を容認・賛成する立場をとっていた。そこで、GHQは1945年10月16日に「花柳病対策ニ関スル覚書」(SCAPIN³⁷ -153)を出し、性病予防のための措置(娼婦等に対する検査・治療)をとるよう求め、これを受けた日本政府も同年11月22日に花柳病予防法特例(同年12月1日施行、厚生省令第45号)³⁸を公布した。この特例によって地方長官が性病罹患患者に対し強制治療・入院を命ずること(第4条)や娼婦等は健康診断を受け健康証明書がなければ業務できない(第6条)とするなど、性病予防のための取締りが強化されることになった。こうした措置にもかかわらず、性的慰安施設等を利用した占領軍兵士の性病罹患患者が急増したため、GHQも米軍の公式政策である売春禁圧政策に転換せざるを得なくなった。以上の経緯から、1946年3月4日に米陸軍省はGHQに対して売春禁圧政策を厳格に遵守するよう通達するとともに、占領軍であった第8軍に対してRAAを含む性的慰安施設のオフリミッツ(立入禁止)を実施させた。その結果、これらの施設は最終的に閉鎖されることになり³⁹、そこから放出された女性

二、前項の区域は警察署長に於いて之を設定するものとし日本人の施設利用は之を禁ずるものとする

三、警察署長は左の営業については積極的に指導を行い設備の急速充実に努むものとする

- 一 性的慰安施設
- 二 飲食施設
- 三 娯楽場

四、営業に必要な婦女子は芸妓、公私娼妓、女給、酌婦、常習密売淫犯者等を優先的に之を充足するものとする」

34 本通牒が作成される経緯及びRAA設置の経緯については、平井和子『日本占領とジェンダー』(有志舎, 2014年) [以下、平井(2014)] 27-32頁参照。また、RAAの募集方法や日本各地で出された当時の新聞広告等については、同上32-36頁。

35 1945年9月20日の閣議決定「戦後再建ニ関スル緊急施策ニ関スル件」において、「三、連合軍ニ対スル慰安施設

本件ニ関シテハ一定ノ地区ヲ限定スルモ各種慰安施設ノ営業ニ就テハ従来ノ取締標準ニ拘泥スルコトナク積極的ニ指導整備ニ努ムシムルコトトシ既ニ連合軍ノ進駐セル地域ニ於テハ之ガ需要ニ応ゼシメツツアリ(昭和十八、八、一八警保局長名ヲ以テ各地方長官宛電報通牒)」(昭和十八年となっているが、昭和二十年の誤りか)との記載がある。この決定によれば法律等に関わらず積極的な設置を求めているものとも解される。

36 例えば、内務省保安課長による警視庁特高部長、大阪府治安部長、各庁府県警察部長宛の報告書『米兵ノ不法行為対策資料ニ関スル件』(1945年9月4日)(国立公文書館デジタルアーカイブ・米国から返還された公文書

(<http://www.digital.archives.go.jp/das/image/F0000000000000216839>)では、米兵不法行為の態様(表紙を含めて5-11枚目)として、婦女子強かん猥褻事件、警備警察官に対する不法行為、その他の不法行為(強盗・傷害・記念品漁り・窃盗・拳銃の発砲など)が挙げられ、それらの防止策(12枚目以下)が記載されている。その中で、女性に対する性犯罪については、女性が予防的な措置をとるよう求めるとともに、「米兵慰安所を急設すること—進駐決定せるときは附近適当なる場所に慰安所を急設すること—慰安所は表面連合軍司令部としては公認せざる所なる如きも自衛方法として斯種施設は絶対必要なり 但し先方内部無統制よりして場合に依り進駐決定急に通告あるを以て事態に対応し得る為めには移動式慰安所を成るべく多く工夫用意すること肝要なり」(16-17枚目)としている。しかしながら、実際のところ、兵士はRAA以外の遊郭や私娼街にも押し寄せ、そこで性犯罪が行われるなど、RAAや性的慰安施設が存在が、逆に、性犯罪やさらなる売買春地区の拡大の原因となったとの批判もなされている。平井(2014) 51-52, 64頁参照。

37 GHQによる日本の占領政策は間接統治によって行われていた。連合軍最高司令官の日本政府に対する指令(対日指令(Supreme Commander for the Allied Powers Directives to the Japanese Government))はSCAPINsと呼ばれ、それぞれに索引番号が付されている。なお、SCAPINsの原文は国立国会図書館デジタルコレクション(<http://dl.ndl.go.jp>)で確認することができる。また、1945年9月20日に公布され、即日施行された『「ポツダム」宣言ノ受諾ニ伴ヒ発スル命令ニ関スル件』(勅令第542号)(「ポツダム緊急勅令」と呼ばれる)に基づき、「連合軍最高司令官ノ為ス要求ニ係ル事項ヲ実施スル為ニ必要アル場合」には命令(ポツダム命令)によって法律事項・罰則を定めることができるとされた。それゆえSCAPINsはGHQによる要求事項を示すものでもあった。

38 『官報』第5660号(1945年11月22日)。

39 GHQを含め、米軍内部での性政策をめぐる対立については、林(2015) 258-262頁、平井(2014) 72-73頁参照。

たちが行き場を失って、集娼地域や占領軍基地周辺に集ったことから街娼婦（パンパン、闇の女）が出現するようになった。

また、時を同じくして、民主化政策の一環として女性解放を掲げていたGHQも1946年1月21日に公娼制廃止、売春のための前借・年期契約制度を無効とする「日本ニ於ケル公娼廃止ニ関スル覚書」(SCAPIN -642)を出していた。しかし、この覚書はあくまで人身売買に相当するような強制売春を禁止するものであり、売春それ自体、すなわち個人の自由意思による売春までもを禁じるものではなかった⁴⁰。これを受けて、同年2月2日に内務省警保局長より「公娼制度廃止ニ関スル件」(内務省令第3号)が通達され、1900年の「娼妓取締規則」が廃止されるとともに、日本における公娼制は法的に認められなくなった⁴¹。ただし、建前として個人の自由意思による売春を認めていたことから、1946年11月14日に内務・厚生・文部次官会議で「私娼の取締並びに発生の防止及び保護対策」が定められ、その「備考」において、従来の遊郭などについては「社会上已むを得ない悪として生ずるこの種の行為については特殊飲食店等を指定して警察の特別の取締に付させ且つ特殊飲食店等は風教上支障のない地域に限定して集团的に認めるよう措置すること」とされた。これによって、遊郭等の既存の地域に限って特殊飲食店街（特飲街、後の赤線地帯）として売春が許容され、従来の貸座敷は接待所、娼妓は接客婦と呼ばれることになった。もっとも、当時、戦後の経済的な貧困が原因で売春婦となった者が多く、売春以外で生きていくことができなかつたこともあり⁴²、事実上の管理売春が続けられたのである。

さて、岐阜に目を移すと、1945年8月18日の内務省の通牒を受けて⁴³、密かに那加、蘇原辺りの民家を借りて性的慰安施設を開設する準備がなされたとされる⁴⁴。正確な時期は資料からは明らかではないが、例えば、「警察は下呂温泉の芸者を動員したり、手力の遊郭を各務原に復活させ、『県の車で手力へ行って、女を連れて〔占領軍士官用クラブとなった〕長良〔川〕ホテルへ送り込んだり』し⁴⁵、また、岐阜市長森東中島（手力）にあった金津遊郭を「進駐軍の娯楽場として指定」⁴⁶したりする対応をとっていた。その一方で、連合国軍の進駐に先立ち紛糾をさけるために（占領軍兵士向けの性的慰安施設の準備のためか）1945年10月16日付けで貸座敷営業関係法規を廃止し、1946年2月2日の通達に基づいて同5日には娼妓取締施行規則施行細則及び取扱手続を廃止し、岐阜県内での公娼制は少し早い時期になくなっていった⁴⁷。しかし、上述したように、従来の遊郭があった地域、例えば金津遊郭については手力特殊飲食店街と名称を変更され、当初「特殊カフェー」（娼妓は「女給」・「芸妓」）として売春が認められることになった。その後、1947年7月1日「飲食営業緊急措置令」（政令第118

40 西清子「公娼制度廃止へのいきさつ（当時司法省でこの問題に関わった勝尾鎌三の証言）」西（1985）112-113頁。

41 なお、1947年1月15日に「婦女に売淫をさせた者等の処罰に関する勅令」（勅令第9号）が公布、即日施行され、強制して売春を行わせた者に対して刑罰が科せられることとなった。

42 当時の女性をとりまく経済状況については、藤目（1997）381-384頁参照。

43 「内務省から県へきた第一報がね、アメリカ軍が入ってくるから適当な場所に慰安所を設けよ（笑）というんだな、ふざけたもので、これが国から来た指令の第一号なんです。国もいかに動転していたかですね」と当時の県警務・警防課長が回想している（岐阜日日新聞1980年8月11日）。岐阜市編『岐阜市史（通史編 現代）』（1981年）4頁。

44 度会さち子「売春防止法と岐阜」度会さち子編『ぎふ女性史』第3号（1998年）66頁。なお、岐阜県の場合には性的慰安施設の開設方法が明らかにされていないが、一般的には次の8つのパターンで行われたとされる。①県・警察が業者に特殊慰安施設協会を作らせる場合、②警察保安課（係）が業者に働きかける場合、③県が自ら開設する場合、④市議会が特別資金を組む場合、⑤民間業者が開設する場合、⑥町が住民から寄付を集めて開設する場合、⑦右翼団体が開設する場合、⑧米側が要求し元日本軍慰安所に開設する場合、である。この点については、平井（2014）40-41頁参照。

45 『岐阜県史（通史編 続・現代）』20頁。

46 岐阜市長森南地域を紹介する新聞広告（『東海夕刊』1948年3月19日）での当時の金津組合（金津廊を構成する手力特殊飲食店の組合）の副組合長の発言より。この中で、終戦直後の従業婦の離脱による組合の試練、進駐軍の娯楽場として指定、その後従業婦の前借切捨による打撃と時系列に沿った発言がなされており、手力の金津遊郭は性的慰安施設として利用されていたものと考えられる。岐阜の金津園（金津遊郭）の第二次大戦前後の歴史については、加藤政洋『敗戦と赤線—国策売春の時代』（光文社新書、2009年）109-120頁参照。また、岐阜県安八郡墨俣にあった夜城園も占領軍兵士の性的慰安施設とされた（同上134頁）。

47 岐阜県警察史編纂委員会編『岐阜県警察史 下』（岐阜県警察本部、1982年）625-626頁。

号)が公布され、旅館、喫茶店等を除き飲食店営業が全面的禁止されたため⁴⁸、特殊カフェーは特殊喫茶店と改称し、さらにはダンスホールとして営業を継続しようとしていった⁴⁹。こうした古くからの集娯地域のみならず、キャンプ岐阜周辺的那加には占領軍兵士を相手として街娯婦が集まってきた。終戦直後は地元出身の数十人の街娯婦と十数人のダンサーが頻繁に入れ替わりながら居住していたようであるが⁵⁰、朝鮮戦争の頃には青森、横須賀、京都、神戸方面など全国から街娯婦が集まるようになり、その数は1000-1500人にも及んだとされる⁵¹。さらに夜になれば岐阜市や近隣地区などからも1000名近い女性が流れ込み、那加駅前地区は喧騒を極めた。ただ、実際に那加にいた街娯婦は500人程度で、そのうちオンリー(現地妻的存在)⁵²は約1割、それ以外はバタフライ(不特定多数を相手とする者)であったとされる。また、学歴も旧制女学校、新制高校出身者が過半数を占めており、中には女子大出身者もいたとされる⁵³。

2. 性病予防と街娯婦の取締り

公娯制の廃止に伴う一連の施策によって、売春を規制する法令はなくなっていた。そこで、こうした街娯婦に対しては性病予防のための措置によって取締りが行われることになった。1948年7月15日には従来の花柳病予防法・同特例を廃止し、性病「の徹底的な治療及び予防を図」ることを目的(第1条)とした性病予防法(同年9月1日施行)が公布された。この法律は都道府県知事が「売いん常習の疑の著しい者」(第11条)のみならず、「性病にかかっていると認めるに足りる正当な理由のある者」(第12条)に対しても健康診断を受けるよう命じ、吏員が強制検診を行うことができるとし、性病予防のための取締りをさらに強化したものである。花柳病予防法特例や性病予防法に基づき、岐阜⁵⁴を含め日本全国において、特殊飲食店街の従業婦はもちろんのこと、占領軍MP(憲兵)の協力を得て、街頭に立つそれらしい女性をジープなどで強制的に拉致し、強制検診を実施するといういわゆる「キャッチ」や「狩り込み」と呼ばれる一斉取締りが繰り返し行われるようになった⁵⁵。例えば、岐阜県における街娯婦とみなされた者の取締りは、1948年に2525人(うち性病患者922人)⁵⁶、1949年に2499人(同346人)、1950年に2247人(同258人)に及んだ。朝鮮戦争勃発直後は米軍の移動によって街娯婦の数が減少したこともあり、1951年には424人(同141人)と大幅に減少した。その後、朝鮮戦争中、日本に米軍兵士が駐留するようになるのに伴って、1952年に700人(同180人)、1953年に714

48 1947年7月5日施行され、当時は「七・五禁令」と呼ばれる。岐阜県では、料理店365、飲食店2418、カフェー125、芸妓置屋82、露店1415(計3405軒)、飲食業者3375、接客人5085、従業員995(計9455人)に影響があったとされる。しかしながら、施行後も公然と裏口営業が行われていた。岐阜タイムス社『岐阜年鑑(昭和25年版)』(1949年)148-149頁。

49 『岐阜県警察史 下』626-627頁。例えば、手力特殊喫茶店組合(事業主70余、従業員350名)は1948年2月26日に建設院総裁宛に婦女更生のためのダンス教習所の建設嘆願書を提出している。また、占領軍当局から特殊喫茶店という名称にもかかわらず、公娯と同じ売淫行為を行っているとの警告をたびたび受けていたことから、県警の警察部長もダンスホール建設について建設院に意見書を提出したとされる。その後、1950年10月に金津園は手力から加納水野町に集団移転することになる。

50 『岐阜県史(通史編 続・現代)』37頁。

51 同上52頁、『各務原市史(通史編 近世・近代・現代)』584-585頁、『那加町史』383頁。

52 例えば、キャンプ岐阜に進駐していた黒人戦闘部隊である第24歩兵連隊では、反フラタニゼーション政策(現地女性との性的関係を持つことを禁止)が行われていたにもかかわらず、士官以外の兵士には厳格に適用されなかったこともあり、下士官や兵卒を中心としたアフリカ系アメリカ人男性と地元の日本人女性の間で親密な交際をし、駐屯地外で同棲する者もいた。また、公的な制約があったにもかかわらず、婚姻する者もいた。岡田「前掲論文」89頁、*Bowers et al., op.cit.*, p.48参照。こうした親密な関係から子どもができることもあり、当時、那加地域には約30名(その多くは黒人との間の子ども)の国際児童(「混血児」と呼ばれていた)がおり、正式な婚姻をしていなければ無戸籍となり学校に入学できないことや肌の色による差別があったことが報じられている(『岐阜タイムス』1953年2月21日)。また、各務原市戦時記録編集委員会編『各務原市民の戦時体験—平和な21世紀を目指して』(各務原教育委員会、1996年)266-267、269頁にも、米兵と日本人女性の親密な交際や子どもの妊娠(墮胎もなされていたこと)について触れられている。

53 『東海夕刊』1953年10月3日。

54 岐阜県・岐阜県女性史編集委員会編『まん真ん中の女たち—岐阜県女性史』(岐阜県広報センター、2000年)208頁、『岐阜県警察史 下』628頁。

55 林(2015)263-264頁、平井(2014)79-80頁。

56 『岐阜年鑑(昭和25年版)』271-272頁。なお、性病患者の罹患率は全国平均32%を上回る41%となっていた。

人（同89人）、1954年に838人（同84人）と取締り人数も次第に増えていった⁵⁷。もちろん、この措置は性病患者である街娼婦を一時的に隔離・排除することにあり、売買春それ自体を規制しようとするものではなかった（性病に罹患していない街娼婦はすぐに釈放された）。このようにGHQ（米軍）は事実上の管理売春を継続させつつ、そこから漏れる街娼婦を取締ることによって性病予防の対策を進めていったのである。

1952年4月に講和条約が発効した後も日本全国に米軍・国連軍、キャンプ岐阜では海兵隊が駐留軍として基地に駐留することになった。GHQ占領下とは異なり、米軍は日本政府に対して法的に命令を出すことはできなくなったため、米軍はその経済的影響力を用いて、性病予防の施策をとるようになった。すなわち、米軍は性病の感染源になったと考えられる地域、つまり売買春が行われていた地域をオフリミットにしたのである。オフリミットにすることによって、一方で、基地売春に対する批判を強めていた地域住民の感情を和らげるため、表向きは売春禁止策をとっているという姿勢を示しつつ、他方で、米軍基地に経済を依存する行政と現地周辺業者がその打撃を恐れて、自ら性病予防のための措置（性病の検診、街娼婦の取締り）をとるよう仕向け、安心な売春を提供させたのである⁵⁸。こうした米軍のオフリミット策はキャンプ岐阜周辺でも行われた。例えば、1953年9月9日の那加事件が発端となったオフリミットは同月11日から行われ、12日間で解除されたが、13日には米軍相手に商売をしていた者—街娼婦、ビアホールやバースタンドの新改築を行っていた飲食業者、土産物店など—が手痛い打撃を受けて悲鳴をあげているとの記事が掲載されている⁵⁹。また、この解除に当たっては第三海兵師団長が那加町長と町民の協力があつたとしており、那加町長も那加飲食組合組合長も共に「日米親善」のために解除が望ましいとの発言を行っている。さらに、同町長は岐阜県に対してキャンプ岐阜周辺における街娼婦の取締りに関する条例の制定を求め、県も議会への上程を検討することになった⁶⁰。また、オフリミット直前の9月9日には、接客婦（500余名）と間貸し業者（60名）が町役場で那加地区衛生協会の結成式を行い、性病検診を受けた者には検診カードが配布されることになっていた⁶¹。このようにキャンプ岐阜周辺の那加町でも米軍基地に依存した経済構造となっており、オフリミット（それに対する恐れ）が業者のみならず、行政をも動かし、行政・関係者自らが街娼婦の取締りや性病予防を実施するようになっていたのである。

ところで、衛生・風紀上の問題から日本全国で基地売春に対する批判は強くなっていたことから、売買春及びその勧誘行為の取締りの強化が求められるようになった。既に、1947年以降売春等処罰法案は国会に提出されていたものの、当初は反対も根強くあり、1956年5月24日に売春防止法（1958年4月1日完全施行、法律第118号）が公布されるまで法律が制定されることはなかった。そこで、地方自治体がそれぞれ売春取締条例を設けるようになり、1948年の宮城県を皮切りに、1955年までに12府県、52市町村で条例が制定された。ただし、条例の多くは取締りの対象をあくまで街娼婦たちとし、登録され性病検診を受けている女性は対象外としていた⁶²。那加町長の要請もあり、岐阜県も1953年

57 『岐阜県警察史 下』628頁。実際取締り人数はさらに多かつたものと考えられる。例えば、『那加町史』385頁に掲載されている、那加町警察署の1950年における街娼婦取締り状況によれば、町警だけで2059人を取締っており、岐阜県における取締り数の約90%以上が那加町で行われたとは考えられないからである。

58 林 (2015) 266, 269頁, 平井 (2014) 76頁。なお、御殿場のキャンプ富士周辺における米軍のフリミット策が実際にどのような効果を示したのかについては、平井 (2014) 118-125頁参照。

59 「基地ナカの紅燈消ゆ一駐留軍立入禁止で悲喜劇」『東海夕刊』1953年9月13日。他方で、「出席率が20歳に減少していた同町那加、小島同洋裁学校は駐留軍の立入禁止で安心したせいか婦女子の外出もこのところふえ」たことが喜劇だとされている。那加地区でのオフリミットの結果、岐阜市に街娼婦が多数集まることになり、9月19日に「街娼狩り」が行われたとされる（「街娼うようよー岐阜市で一掃取締り」『東海夕刊』1953年9月20日）。

60 『岐阜タイムス』1953年9月23日。

61 『岐阜タイムス』1953年9月10日。

62 平井 (2014) 154頁。また、売春の勧誘のみならず、買春も処罰すると規定した条例も存在するが、「運用面で外国人を外す」とするなど米兵が処罰を免れるよう配慮するものもあつたとされる。なお、地方自治体による売春取締条例の一覧については、同155-156頁を参照。

10月3日に「岐阜県売淫勧誘行為等取締条例」を制定（同月23日施行，県条例第39号）したが，その名称からも分かるように売春の勧誘行為一街娼婦の行為一のみを対象とするものであった⁶³。その後制定された売春防止法は売春を行う女性の保護・更生を目的の一つとしつつ（第1条），単純売春は処罰対象とせず（第3条），売春の勧誘（第5条），売春を助長する行為（第6-11条），第三者による管理売春（第12，13条）のみが処罰対象とされた。この法律によって赤線地帯は法的に廃止され（女性の経済的自立を確立する施策が講じられない以上，事実上残ることになる），街娼婦による売春勧誘行為も禁止されることになったが，売買春それ自体は事実上許容されることになったのである。売春防止法を含めこうした法令は，買春する男性（米兵）の責任を問わず，売春をする女性を取締ろうとするものであり，その点ではこれまで米軍が実施してきた性政策に沿ったものであったと考えられる。

小括

日本に駐留した米軍（GHQ）の性政策は，当初米本国がとっていた売春禁圧政策ではなく，売春を容認し，兵士の性病予防のための措置をとる管理売春政策であった。あたかもこの政策に符合するかのようになり，日本政府は岐阜を含め占領軍が進駐する地方自治体に対して売春婦を集めて兵士向けの性的慰安施設を設置するよう指示していた。こうした対応には，兵士相手の売春婦を用意することで他の女性を守るという認識—「性の防波堤論」—が大きな影響を与えていたものと考えられる。しかしながら，性的慰安施設を利用することで兵士の性病罹患者が急増したため，一転して，米軍（GHQ）は売春禁圧政策をとり，そのため性的慰安施設は閉鎖されることになった。この閉鎖によって当該施設から数多くの売春婦が放出され，街娼婦（パンパン）が誕生するようになったとされる。また，GHQの占領政策との関係から人身売買に相当するような公娼制は廃止されることになったが，他方で，個人の自由意思による売春は認めるという方針がとられた。その結果，特飲街，赤線地区が誕生し，事実上の管理売春が継続されることになった。また，米軍基地周辺などに街娼婦が集まり，新たな集娼地域が形成されたのである⁶⁴。例えば，岐阜の場合，戦前からの遊郭で，その後赤線地区となった金津園（岐阜市），旭廊（大垣市），夜城園（墨俣町）などの7地区に加え，後に青線地区（飲食店の営業許可で非合法に売春を行っていた地域）と呼ばれた国際園（岐阜市），手力園（岐阜市：金津園移転後地に形成された），西野町（那加町：米軍基地周辺に形成された）などの7地区は戦後新たな集娼地域として形成されたのである⁶⁵。このように米軍（GHQ）の駐留とその性政策が引き金となって，日本全国に赤線・青線地区や街娼婦が誕生するようになったといえる。

ところで，米軍（GHQ）の性政策が表向きは売春禁圧政策をとっていたにもかかわらず，事実上管理売春制度に戻ったのは，ペニシリンにより性病治療が容易になったことが大きいと考えられる。例えば，キャンプ岐阜に駐留していた第24歩兵部隊の場合，兵士が街中に出る前には「ペニシリン・カクテル（penicillin cocktail）（経口ペニシリン）を受取り，基地への帰還後には性行為の有無の記入が義務づけられていた⁶⁶とされるように，ペニシリンの使用によって売買春は黙認されていたのであ

63 この条例の公布に対して，「特飲街を大目に見て街娼だけを取締ることになるのではないか」との懸念が示されている（『岐阜タイムス』1953年10月3日）。

64 林（2015）288-289頁によれば，1955年に労働省婦人少年局による報告書『戦後新たに発生した集娼地域における売春の実情について』が対象とした赤線・青線地区30か所と基地周辺20か所のうち半数以上が米軍ないしは警察予備隊・保安隊（のちの自衛隊）を相手にして形成されたとする。このように軍隊の駐留が売春地区を生み出す上で大きな要因となっている。

65 売春防止法が完全施行される前の1957年10月31日の時点で，岐阜県内の赤線は7地区に業者174軒，従業婦549名，青線は7地区に業者104軒，従業婦239名いたとされる。また，全国では，赤線は1200地区に業者16700軒，従業婦58200名（1953年厚生省調べ），青線は341地区に業者8000余軒，従業婦23500名（1955年労働省調べ），さらに自衛隊，駐留軍基地周辺の街娼婦を加えると18万人を下らない数の女性が売春婦として働いていたとされる（『岐阜日日新聞』1958年1月16日）。

66 Bowers *et al.*, *op.cit.*, p.52. なお，林（2015）271頁は，黒人兵士についてのみ性行為の有無にかかわらず「強制的に洗浄消毒をさせたり，一律にペニシリンを投与するなど，健康上問題のある実験」が行われていたともされ，こうした点に軍隊内の人種差別的状況があったことを示唆している。

る。また、兵士の性病予防のための措置も行われており、特に、性病感染源と考えられていた街娼婦に対する取締りは厳しく、「キャッチ」と呼ばれる強制的な性病検診・治療が行われた。こうした取締りは重大な人権侵害（既に、日本国憲法は施行されていた）であったにもかかわらず、日本政府も協力していたのである。なお、講和条約発効後も駐留米軍の経済的影響を用いるなどして、行政や業者に同様の性病予防対策をとらせるように仕向けていた。

以上見てきたように米軍 (GHQ) の性政策はある意味一貫しており、性病罹患の責任は買春をした米兵 (男性) ではなく、売春をした現地 (日本) 女性にあるとし、兵士を性病から守るためには、性病の感染源と考えられる女性に対して人権侵害行為をも辞さないというものである。十分な分析はできていないが、こうした政策の根底には軍隊に特有の男性優位・女性蔑視の考え方があり⁶⁷、それと同時に、現地の住民に対する差別的意識が存在しているように思われる。また、この政策に協力してきた日本政府、地方自治体にも同様の観念—男性優位・女性蔑視と売春婦に対する差別的意識—があったのではないかと想像される。

IV 米兵に対する刑事裁判権—占領期から日米地位協定まで—

軍隊の駐留によって犯罪が必ず増加するとまではいえないであろうが、連合国軍の進駐とともに数多くの犯罪が行われたのは上述した通りである。講和条約発効後は、米兵による犯罪について統計がとられ、報道もなされるようになったが、進駐後の占領軍兵士による犯罪については、その全体像を把握することは非常に難しい。もちろん、行われた犯罪内容の一部については、デジタル化された公開資料⁶⁸などからも確認できるが、それらの資料も1945年10月初旬以降については存在していない。というのも、内務省警保局 (保安課) の下で各都道府県に置かれていた特別高等 (特高) 警察が連合国軍の各地での動向を把握し、その兵士による犯罪について情報を収集・報告していた⁶⁹。しかし、1945年10月4日にGHQが発令したいわゆる人権指令 (「政治的、市民的及宗教的自由ニ対スル制限除去ニ関スル覚書」(SCAPIN -93)) によって、治安維持法などと共に特高警察も廃止され、また、内務大臣、警保局長その他の特高警察官吏も罷免されてしまったからである。そのため、これ以降の占領軍兵士による犯罪についての資料は作成されなくなった。皮肉にも情報統制機関を廃止するによって、占領軍兵士による犯罪の実態を隠蔽することとなってしまったのである⁷⁰。また、新聞でもこうした事件について1945年9月までは報道されていたようであるが、その後はしだいに報道されなくなっている⁷¹。これについては、1945年9月19日にGHQにより発令 (同月21日通達) された「日本ニ対スル新聞統制 (プレス・コード)」が大きな影響を与えたものといえよう。この指令に従って、GHQの下部機関である民間検閲局 (CCD) が検閲要綱 (「削除と発行禁止のカテゴリーに関する解説」) に基づき、GHQに対する批判、極東国際軍事裁判所批判、検閲制度への言及、占領軍兵士と日本女性と

67 軍に特有の暴力的な男性性を維持・強化するために軍が売買春や性暴力を許容しているとし、あらゆる形態の性暴力を軍隊の構造的暴力と位置付けるものとして、高良沙哉『「慰安婦」問題と戦時性暴力—軍隊による性暴力の責任を問う』(法律文化社、2015年) (特に、5-30, 191-210頁) 参照。

68 例えば、神奈川県警察部特別高等課『進駐軍関係書類・原事務官参考書類』(1945年8~10月) (国立公文書館デジタルアーカイブ・米国から返還された公文書: <http://www.digital.archives.go.jp/das/image/F0000000000000217150>) (表紙より87枚目以降) など。

69 特高が進駐軍の動静を収集していたことを示す公開資料として、例えば、岩手県警察部特高課『聯合軍関係情報綴 特高課』(国立公文書館デジタルアーカイブ・米国から返還された公文書: <http://www.digital.archives.go.jp/das/image-j/F0000000000000217238>)。

70 林 (2015) 291-292頁参照。

71 ただし、全く報道されなかった訳ではなく、例えば、1945年11月24日に奈良県で日本人2名を刺殺した米兵に対して、1946年1月11日に軍事法廷 (記事では、軍法会議) で日本人に対して犯した罪で初めて死刑の宣告が下されたとの米軍総司令部の発表があったとの記事 (『朝日新聞』1946年1月14日) や1952年9月に佐世保で従業婦の女性を殺害して逃亡し、米国で逮捕され、佐世保に連行された米兵に対し軍事法廷が禁錮35年の刑を言渡したとの記事 (『朝日新聞』1952年11月21日) などが散見される。

のフラタニゼーションなど30項目について検閲を行った⁷²。当初は事前検閲であり、その後事後検閲に移行したものの、新聞社などは検閲部を設けて、自主検閲・自主規制を行い、プレス・コードを厳格に守ろうとした⁷³。その結果、占領軍兵士による犯罪の報道もGHQに対する批判につながるとして、紙面で取り上げられることがなくなったと考えられる。因みに、1945年10月に連合軍が進駐してきた岐阜でも兵士による犯罪が行われたであろうが⁷⁴、進駐時期の関係もあり、残念ながら、警察による資料も新聞報道もほとんど存在していない。

このように、その数や内容など明確ではない部分があるものの、占領軍・駐留軍兵士による犯罪は行われていた。犯罪を行った占領軍・駐留軍兵士についても審理・裁判が行われ、それ相応の処分・処罰がなされるべきであろう。しかし、近年の沖縄における米兵・米軍属による犯罪の場合にも繰り返し論争となるように、これらの者に対する刑事裁判手続のあり方が重要な問題なのである。そこで、そうした問題の一つである米兵に対する刑事裁判権に絞って、現在の日米地位協定が発効する以前の日本において、占領軍・駐留軍であった米兵に対する刑事裁判権がいかなるものであったのかをみることにしよう。

1. 占領下における米兵に対する刑事裁判権

刑事裁判権の行使は国家主権の重要な権能の一つであり、その行使の正当性を他国に対して主張しうするためには、伝統的に次の基準を満たすことが必要とされてきた。原則としては、問題となる犯罪が自国領域内で行われた場合（属地主義）であるが、例外的に犯罪の実行者（被害者）の国籍国である場合（積極的（消極的）属人主義）や問題となる犯罪が自国の重大な国家利益を侵害する場合（保護主義）にも主張できる。また、公海上で行われる海賊など諸国家の共通利益を害する犯罪については、どの国でも刑事裁判権を行使できる（普遍主義）とされてきた。なお、これらの基準に従って各国の主張する裁判権が競合する場合には、国際法上の規則—例えば、他国に軍隊が駐留する場合には軍隊の派遣国と受入国の間で締結される地位協定 (SOFA: Status of Forces Agreement) —や国際礼讓によって調整が図られることになる。

ところで、伝統的に、戦時（武力紛争時）には戦時国際法が適用されるものとされ、兵士を含め軍務に服する者による犯罪に対しては、属人主義に基づき当該軍の軍法が適用され、軍事法廷 (court-martial) で審理・処罰されるものとされてきた。また、軍事占領を行った場合、時限的ではあるものの、占領国は占領地域に対して事実上の権力（施政権）を行使することができる。占領法規について規定する1907年のハーグ陸戦規則には明示の規定はないものの、占領国はこの施政権に基づき、占領地域において軍事裁判所 (military courts) を設置することができ、刑事裁判権を行使できると考えられる⁷⁵。他方で、軍事占領によって占領国は占領地域を取得する訳ではないため、占領地域につ

72 江藤淳『閉ざされた言語空間—占領軍の検閲と戦後日本』（文春文庫、1994年）237-241頁。この「プレス・コード」に続いて、同年9月22日には「ラジオ・コード」(SCAPIN- 43)や「ピクトリアル・コード」(映画・演劇等の規制)が出され、GHQによる情報統制が行われたとされる。実際に行われていた検閲制度やその当時の日本人の対応などについては、山本武利『GHQの検閲・諜報・宣伝工作』（岩波現代全書、2013年）[以下、山本(2013)]を参照。

73 山本(2013) 63-88頁。

74 連合軍が岐阜に進駐してきた当時対応に当たった警察幹部は、横浜や仙台では海兵隊による犯罪が多く、対策に追われていたようだが、連隊長レンドマン（当該幹部は「リンドマン」と呼んでいる）大佐の指揮により、岐阜だけは進駐後1ヵ月半は兵士による犯罪は何もなかった（警察官が丸裸にされる事件があったが、それはいたずらと捉えている）と回想している（『岐阜県史（資料編 現代1）』54頁）。言い換えれば、1945年12月半ば以降にはそうした犯罪が増えてきたということであろう。また、正確な時期は不明であるが、店先からの商品の窃盗や（那加日之出町のような住宅街では）窓ガラスを割る器物損壊などの軽微な犯罪は多数あったようである。『各務原市民の戦時体験』276頁参照。

75 Y. Arai-Takahashi, "Law-Making and the Judicial Guarantees in Occupied Territories", in A. Clapham *et al.* ed., *The 1949 Geneva Conventions: A Commentary* (OUP, 2015), pp.1432-1433. この他、本間浩「沖縄米軍基地と日米安保条約・在日米軍地位協定」浦田賢治編『沖縄米軍基地法の現在』[以下、本間(2000)]（一粒社、2000年）33-34頁、新倉修・森川恭剛「沖縄基地の犯罪処理・地位協定・軍事高権」同上[以下、新倉他(2000)] 119-120頁参照。

いては本来の領域主権に基づく刑事裁判権も併存している。このことは、ハーグ陸戦規則第43条が、「絶対的ノ支障ナキ限、占領地ノ現行法律ヲ尊重シテ、成ルヘク公共ノ秩序及生活ヲ回復確保スル為施シ得ヘキ一切ノ手段ヲ尽クスヘシ」と規定しているように、占領地域には従前の法律が適用されていることから明らかであろう。しかし、占領軍は「絶対的ノ支障ナキ限」⁷⁶、その法律を尊重すればよく、その遵守は義務づけられてはいない。このことから分かるように、軍事占領がなされている場合、占領軍はその兵士の犯罪に対して専属的（排他的）な刑事裁判権を行使することができ、また、占領地域における刑事裁判権も行使しえるのである。ただし、併存する占領地域の刑事裁判権についてはなるべく尊重するよう義務づけられていることに留意する必要がある。

では、GHQ占領下の日本では占領軍（米軍）兵士に対する刑事裁判権についてはどのように扱われていたのだろうか。さらに、GHQによる占領はハーグ陸戦規則で想定されていた一時的な軍事占領とは異なり、ポツダム宣言受諾・降伏文書調印を経た上で長期間（6年以上）に及んで行われたものであったが、こうしたことは刑事裁判権のあり方に何らかの影響を与えたのだろうか。まず、GHQが刑事裁判権について初めて言及したのは、1946年2月19日の「刑事裁判権の行使に関する覚書」(SCAPIN -756) である。この覚書では日本の裁判所が連合軍兵士のみならず、連合国民（会社その他の団体を含む）に対するいかなる刑事裁判権をも行使しえないとされ、さらに、あらゆる連合国民に対して現在行っている刑事手続も中止するよう命じられた（1項）。また、占領軍の各司令官に対して軍事査問委員会 (military commission) と憲兵裁判所 (provost courts) を含む軍事占領裁判所 (Military Occupation Courts) を設置することが求められた。これを受けて、同年6月12日に「連合軍占領軍の占領目的に有害な行為に対する処罰等に関する勅令」(同年7月15日施行、勅令第311号)⁷⁷ が公布され、第1条1号において連合国民の犯した罪については公訴を行わないことを規定した。なお、日本の裁判所が刑事裁判権を行使しえない行為については、同日に設置された軍事占領裁判所に移されることになった。また、同年8月15日には連合軍による対日政策決定の最高機関である極東委員会 (FEC: Far Eastern Committee) がGHQに対して「連合国民に対する刑事及び民事裁判権の行使に関する極東委員会政策決定」⁷⁸ を出している。ここでも、日本の裁判所が連合国民に対していかなる刑事裁判権をも行使しえないようGHQに規定するよう命じている。さらに、この決定では、軍隊に属する陸海空軍の兵士・軍に附属、随伴する者（公務を帯びて日本にいる連合国民も含む）・占領軍の国民に対しては、その者が属する各連合国の軍事裁判所が、また、その他の連合国民については各地域を所管する連合軍軍事裁判所 (Allied military court) が専属的に刑事裁判権を行使することも規定するよう命じている。

その後、極東委員会が1950年9月21日に同内容に関する新たな政策決定を出し⁷⁹、連合軍兵士、占領軍に公に附随・随伴し、かつ、その用務に服する連合国民、公務を帯びて日本にいる連合国民、上記の者に随伴する家族・被扶養者を除き、その他すべての連合国民に対しては日本の裁判所が刑事裁判権を行使できるようにした。そこで、GHQは同年10月18日に「民事及び刑事裁判管轄に

76 ハーグ陸戦規則第43条が規定する「絶対的ノ支障ナキ限」という文言の内容が明確ではないため、解釈によっては占領地域の法律を尊重しないことも可能であった。そこで、1949年文民の保護に関するジュネーブ条約第64条において、「被占領国の刑罰法令は、これらの法令が占領国の安全を脅かし、又はこの条約の適用を妨げる場合において、占領国が廃止し、又は停止するときを除く外、引き続き効力を有する」とし、また、「占領国は、占領地域の住民をして、自国がこの条約に基づくその義務を履行し、当該地域の秩序ある政治を維持し、且つ、占領国の安全、占領軍又は占領行政機関の構成員及び財産の安全並びにそれらが使用する施設及び通信線の安全を確保することができるようにするために必要な規定に従わせることができる」と規定することで、その内容をより正確かつ詳細に書き改めたとされる。特に、2項については刑罰法規であるとの限界がないことから、これらの制限の範囲内であれば、占領者は法令の改廃をすることが可能であるとされる。J. Pictet ed., *Commentary IV Geneva Convention relative to the Protection of Civilian Persons in Time of War* (ICRC, 1958), pp.335-337.

77 『官報』第5821号 (1946年6月12日)。

78 外務省編『日本占領及び管理重要文書集 第2巻 政治、軍事、文化篇 [復刻版]』(日本図書センター、1989年) 77-79頁。

79 同『日本占領及び管理重要文書集 第2巻 政治、軍事、文化篇 増補 [復刻版]』55-57頁。

関する覚書」(SCAPIN -2127)を出し、これに従って、日本の裁判所が行使する刑事裁判権の範囲を拡大した。これを受けて、同月31日に同様の内容を規定する「連合国人に対する刑事事件等特別措置令」(同年11月1日施行、政令第324号)⁸⁰が公布された。これによって、連合国(占領軍)の軍人に加え、軍に附随・随伴する軍属、公務で駐留する連合国国民とそれらの家族については日本の裁判所からの裁判権免除が認められるが(第1条1号)、これら以外の連合国国民が行った犯罪については属地主義に基づき日本の裁判所が刑事裁判権を行使することができるようになった一ただし、その事件が連合国軍事占領裁判所に移されたときには、公訴を取消することができる(第4条)一のである。

以上確認したように、占領下において、日本の裁判所は、当初、占領軍兵士のみならず、すべての連合国国民に対して刑事裁判権を行使できないものとされていた(彼らに対しては連合国の軍事占領裁判所が刑事裁判権を行使していた)。すなわち、連合国国民に対しては日本の属地主義に基づく刑事裁判権の行使が認められなかった(領域主権の行使が制限されていた)のである。しかし、長期にわたる占領の下で、1947年5月3日には日本国憲法が施行され、この憲法の下で新たに刑事訴訟法(1949年1月1日施行、法律第131号)が制定されるなど、日本における刑事手続法が整備されたことに伴って、次第に連合国国民に対する刑事裁判権の行使が認められるようになった。しかしながら、占領軍の軍人(兵士)・軍属(及びそれらの家族)に対しては継続して日本の裁判所の刑事裁判権からの免除を享受し、それに代わって軍事法廷や軍事占領裁判所が専属的な刑事裁判権を行使してきたのである⁸¹。

2. 日米行政協定における刑事裁判権

占領軍の撤退について規定していた講和条約第6条(a)は、その但書で日本と他国が継続する協定に基づいて占領終了後も外国軍隊が日本に駐留することを認めていた。講和条約と同日に旧日米安全保障条約が締結され、これに基づいて米軍は継続して日本に駐留することになった⁸²。駐留する米軍の法的地位については、同条約第3条に基づいて締結された日米行政協定(「日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定」1952年2月28日署名、同年4月28日発効)によって定められることになった。なお、この行政協定は旧日米安全保障条約の委任に基づいて、内閣の外交処理権限(日本国憲法第73条2号)により国会承認を経ることなく締結されたこと(行政取極)から、その合憲性が司法の場で争われる⁸³など大きな問題となった。

80 『官報』第7143号(1950年10月31日)。

81 ここでは、日本の裁判所が刑事裁判権を行使できない「人」について確認したが、これに加えて、特定の「行為」についても刑事裁判権の行使は制限されてきた。その代表的なものは連合国軍又はその兵士等の安全を害する行為や兵士等の殺害や暴行など占領目的を害する特定の犯罪であり、SCAPIN-756を受けた勅令第311号第1条2-8号において、日本の裁判所が「公訴は、行わない」行為とされていた(軍事占領裁判所が刑事裁判権を行使するものとされた)。1947年6月27日の「刑事裁判権の行使の修正に関する覚書」(SCAPIN-1740)及びそれを受けた政令第165、166号(『官報』号外(1947年8月25日))によってその一部(連合国占領軍の財産(紙幣)等の收受所持行為)が日本の裁判所に移管されたものの、SCAPIN-2127を受けた政令第324号第1条2-7号においても日本の刑事裁判権の対象外(占領軍事裁判所の専属的管轄権が認められていた)とされていた。しかし、1951年9月22日の「刑事裁判権の行使に関する覚書」(SCAPIN-2127/1)が出され、これによってこれらの行為についても軍事占領裁判所が裁判権を行使しない場合には、日本の裁判所が裁判権を行使できるとされた(この覚書によって政令第324号等の一部を変更する政令第330号が1951年10月11日に公布(同日施行)された(『官報』第7428号(1951年10月11日))。このように、ある種の保護主義に基づき占領地域においては占領目的を阻害する行為の刑事裁判権の行使も制限されるのが一般的である(注75の文献を参照)。因みに、岐阜においても、勅令第311号施行前の1946年6月に米軍将校のカメラを盗んだとして日本人8名を被告とする軍事裁判が県庁で初めて開廷されている。(『岐阜タイムズ』1946年6月6日。『岐阜県史(通史編 続・現代)』35頁。

82 旧日米安全保障条約第1条では、条約の発効後に米軍の駐留を認めるとしていたが、この条約に付属するいわゆる「吉田アチソン交換公文」において、1950年6月25日に勃発していた朝鮮戦争に対して参戦する国連加盟国の軍隊が日本に駐留することを許可し、援助するとしていた。その結果、米軍は継続して駐留し、基地の使用を行うことができた。

83 砂川事件最高裁判決一最大判昭和34.12.16 刑集第13巻13号 3225頁。この判決において、「行政協定は、既に国会の承認を経た安全保障条約3条の委任の範囲内のものであると認められ、これにつき特に国会の承認を経なかったからといって、違憲無効であるとは認められない」とされた。

地位協定における刑事裁判権の種類

さて、一般的に、外国軍隊が駐留することに伴う法的問題については、軍隊の派遣国と受入国の間で締結される地位協定で解決されることになるが、その中心的な問題の一つが駐留軍兵士に対する刑事裁判権、とりわけ、受入国の刑事裁判権からの免除の範囲についてであった。というのも、受入国にとっては駐留軍兵士による国内での犯罪が自国民の反基地感情を刺激しかねず、また、派遣国にとっては受入国の刑事手続における自国兵士の取扱いに対する懸念が存在しているからである。上述したように、刑事裁判権の行使についての国際法上の基準によれば、駐留軍兵士が受入国の国内法に違反して行った犯罪については属地主義に基づいて、受入国が刑事裁判権を行使できることになる。他方で、駐留軍兵士が派遣国の国内法に違反して行った犯罪については属人主義に基づいて、派遣国が刑事裁判権を行使できることになる。加えて、派遣国の軍隊に所属し、指揮命令下にある（軍法に従う）という兵士の地位の特殊性—派遣国の軍事活動に関わる利益—も存在している。これらの基準からすれば、駐留軍兵士が行った犯罪が受入国、派遣国双方の国内法等に違反する場合には刑事裁判権が競合することになり、その調整を行う必要が出てくる⁸⁴。この調整は地位協定においてなされてきたが、これまで締結されてきた地位協定は、概して、以下の3つの類型に分けることができるとされる⁸⁵。

第1に、軍隊の派遣国に専属的（排他的）な裁判権を認める協定（専属的裁判権型協定）である。駐留軍兵士の行為が公務として行われたか否かに関わらず、派遣国が自国軍兵士に対して専属的な裁判権を行使することを認められる。このタイプの協定は、今日までほとんど締結されたことはない。というのも、駐留国の領域主権を侵害するものであり、非常に限定的条件でのみ認められるものであるからである。例えば、平時ではなく武力紛争が現に行われている場合、軍事占領後に継続して駐留する場合、派遣国と受入国の間で衡平で均衡のとれた協定を締結できない政治状況にある場合に締結されてきた。

第2に、派遣国と受入国との間で、犯罪の種類や犯行地によって、裁判権の分担を認める協定（条件付裁判権型協定）である。このタイプの協定は、基地、施設その他特定の区域にいる駐留軍兵士に対して広範な特権免除を規定するが、これらの区域外で行われた犯罪については受入国の裁判権を認める。今日ではほとんど見られないが、戦地から住民が移住させられており、基地等と住民の居住地が関わらなかった第一次大戦のような「静態的な戦争 (static wars)」の状況で締結されるものである。

第3に、裁判権が重複することについて規定する協定（競合裁判権型協定）で、犯罪の性質や被害者に基づいて裁判権を行使する優先順位（第一次か第二次か）を決定するものである。受入国の領域主権と派遣国が持つ自国民に対する裁判権とを調和させるものであり、今日、一般的なものとなっている。このタイプの協定は、派遣国も受入国も自国の国内法のみには違反する犯罪についてはそれぞれが専属的裁判権を持つとされるが、両国が裁判権を持つ犯罪については優先順位の決定方法を定めている。すなわち、派遣国は公務中に発生した犯罪、自国の安全・財産・要員にのみ関わる犯罪については第一次裁判権を持ち、受入国はそれ以外のすべての事件について第一次裁判権を持つ。ただし、一方の国にとって特に重要な事件については、裁判権の放棄を認めるものとされる。

これらの地位協定の第1から第3の類型は歴史的な変遷を示すものではないが、外国軍隊の駐留が第一次大戦前後は（戦時における）補給や修理目的での一定の区域（領海など）における一時的な駐留であったものが、第二次大戦以降は（平時も含め）多様な目的での受入国の広範な領域における長期にわたる駐留へと変化したことに応じたものであるともいえる⁸⁶。というのも、こうした軍隊の駐

84 本間浩『在日米軍地位協定』（日本評論社、1996年）[以下、本間(1996)] 268頁。

85 See P. J. Conderman, "Jurisdiction", in D. Fleck ed., *The Handbook of the Law of Visiting Forces* (OUP, 2001), pp. 102-103. 岩本誠吾「海外駐留の自衛隊に関する地位協定覚書—刑事裁判管轄権を中心に—」『産大法学』43巻3・4号(2010年) [以下、岩本(2010)] 133-134頁参照。

86 See P. Rowe, "Historical Developments Influencing the Present Law of Visiting Forces", in D. Fleck ed. *op.cit.*, pp.12-18.

留の態様が変わることにより、駐留軍兵士と受入国住民の接触が増加し、事件・事故をめぐる裁判権の対立が生じるようになったからである。また、競合裁判権型協定はNATO軍地位協定（「軍隊の地位に関する北大西洋条約当事国間の協定」1951年6月19日署名、1953年8月23日発効）を嚆矢とするものであり、この協定の締結以降、このタイプの協定が増加していることから国際慣習法になっているという見解もある。しかし、現在においても、必ずしも一般的原則は存在しているとはいえず、実際に締結されてきた（いる）地位協定は派遣国と受入国の間の交渉により多様であり、その内容は関係国間の政治的・歴史的・軍事的状況を反映したものである⁸⁷。

日米行政協定における刑事裁判権

では、日米行政協定は米兵に対する刑事裁判権についてどのように規定していたのであろうか。当初、刑事裁判権については第17条2項が「北大西洋条約協定が合衆国について効力を生じるまでの間、合衆国の軍事裁判所及び当局は、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族が日本国内で犯すすべての罪について、専属的裁判権を日本国内で行使する権利を有する」としていた。つまり、米兵の犯罪については米国（軍）のみが裁判権を行使する専属的裁判権型協定が締結されていたのである。ただし、この裁判権を「いつでも合衆国が放棄することができる」と規定されていたように、領域主権を持つ日本が刑事裁判権を行使できることは認められていた⁸⁸。日米行政協定の方が発効はやや早いものの、その制定（署名）はNATO軍地位協定以降であったにもかかわらず、占領下で米兵に認められていた刑事裁判権からの免除を享受する制度が継続されることになった。

こうした協定内容は当時の日米間の政治的状況等が反映されたものであるが、その重要な要素は地位協定に対する米軍の伝統的な立場にあると考えられる。米国は駐留軍兵士に対して受入国の刑事裁判権からの絶対的免除（派遣国の専属的裁判権）が認められるとし、その根拠として伝統的に1812年の米国連邦最高裁判所のスクーナー船エクスチェンジ号事件判決⁸⁹を挙げてきた。この事件は外国の武装公船に対する（民事）裁判権の絶対的免除が問題となったものであるが、この判決の中で武装公船と同様に外国領域を通過する目的で駐留する軍隊についても免除が与えられるとの言及がなされていたからである。ただし、駐留軍兵士に対して刑事裁判権からの免除が与えられたのは、その軍隊の

87 D. Fleck, "Introduction", in D. Fleck ed. *op.cit.*, p.5-7. See also I. Brownlie, *Principles of Public International Law* (7th ed.), (OPU, 2008), pp.373-375. 本間(2000)80頁参照。なお、岩本(2010)135-138頁は、在日駐留軍の地位協定、在外自衛隊の地位協定及びジブチ関連の他の地位協定を比較した上で、地位協定を締結する派遣国と受入国の前提的関係が相互互換的な関係に立っていないことを指摘する。すなわち、共同防衛する側と防衛支援を受ける側（軍事同盟の場合）、国内の平和の維持・安全を回復する側と依頼する側（平和維持活動・平和構築活動の場合）といった相違が存在しているとす。さらに、軍隊を派遣する政治状況（「治安状況基準」）が国際法上の平時（平穏・安定状態、隣国が騒擾状態、騒擾状態）か国際法上の戦時（占領時、休戦・停戦時）かによって、地位協定が競合裁判権型協定になるか（平穏・安定状態の場合のみ）、専属的裁判権型協定になるか（その他の場合）が決定されるとする。なお、補助的な基準として「国際的実行基準」（国際的に許容されているか否か）があり、国連PKOの場合には専属的裁判権型協定となることが許容されているとする。

88 また、第16条において、米兵、米軍族も「日本国の法令を尊重」する義務を負うとされており、日本の法令に違反することを慎むよう求められていた。このことは、例えば、当時の合衆国統一軍法（Uniform Code of Military Justice, 10 U.S. Code Chapter 47）（1950年5月5日採決、1951年5月30日施行）においても規定されている。処罰すべき行為について定めている第134条（一般規定）は、「この法律に特別の規定がない場合においても、この法律に服する者が犯した軍隊における善良な秩序及び規律を害するすべての作為又は不作為、軍隊の威信を害すべきおそれのあるすべての行為及び死刑に当たるもの以外のすべての犯罪は、一般軍事法廷（General courts-martial）、特別軍事法廷（Special courts-martial）又は簡易軍事法廷（Summary courts-martial）によって裁かれ、当該犯罪の性質及び程度に応じて各軍事法廷の裁量に従って処断される（ものとする（shall be））（1956年の改訂で付加）」と規定する。ここに規定される「軍隊における善良な秩序及び規律を害する…おそれのあるすべての行為」には、米国の州法や外国法の違反が含まれるとされる。

89 *The Schooner Exchange v. Mcfaddon and Others*, 11 U.S. (7 Cranch) 116 (1812). この判決において、絶対的免除が認められる理由として、外国の軍力の一部である武装公船の使用は国家主権の行使に関わるものであり、それに対する干渉は制限的に解すべきであり、また、同船舶の入港に対する黙示の同意（implied license）は領域国の管轄権からの免除を含むものと解すべきことが挙げられた（*ibid.*, p.144）。この事件については、白杵知史「国家免除(1)―絶対免除 スクーナー船エクスチェンジ号対マックファドン事件」小寺彰他編『国際法判例百選 [第2版]』（有斐閣、2011年）、46-47頁参照。

駐留の一時性が考慮され、その軍隊の軍法による処罰が期待されたためであったと考えられる⁹⁰。にもかかわらず、米国は一時的な軍隊の駐留という状況とは大きく異なっていた第二次大戦中の英国における米軍駐留の際にも同様の立場を主張し、それに反対する英国と激しい交渉の後、最終的には米軍兵士に対する刑事裁判権からの免除を認めさせている⁹¹。このように、米国は自国軍兵士に対する受入国の裁判権からの絶対的免除に拘泥してきたのである。その理由としては、米国連邦憲法で保障される被疑者・被告人の権利が外国に駐留する軍の兵士に対しても保障されるべきであるという強い観念—その根底にある他国の司法制度に対する偏見・差別意識—の存在が挙げられよう⁹²。それゆえ、日本国憲法に基づいて新たな刑事訴訟法が制定されても、この立場は変わらなかったのである。

この規定に対しては日本国内からの反対も強かったこともあり、日米行政協定の交渉の過程において、その冒頭にNATO軍地位協定が発効するまでの間との文言が付され、また、同条1項にNATO軍地位協定が発効したときは、日本の選択によってNATO軍地位協定と同様の協定を締結するとされた⁹³。そこで、NATO軍地位協定が発効する少し前の1953年8月19日から日米行政協定第17条の改定交渉が開始され、現在の日米地位協定第17条と同一内容である日米行政協定第17条改正議定書が同年9月29日に署名され、同年10月29日よりこれを当初の第17条に置き替えて実施されることになった。

第17条改正議定書は、米国の軍当局（米軍）及び日本の当局（日本）が米国の軍法に服するすべての者（米軍人・軍属等）に対して刑事裁判権を行使できること（1項）を認めた上で、刑罰法規の適用関係—自国の安全に対する罪を含め、他国の法令で罰することができないもの—によって、米軍（2項(a)）、日本（2項(b)）のいずれかが専属的裁判権を行使できる場合を定める。それ以外の米軍と日本の刑事裁判権の行使が競合する場合について、もっぱら米国の財産・安全、米軍人・軍属等の身体・財産のみに対する罪、公務執行中に生じた罪については米軍が第一次裁判権を持つとし（3項(a)）、それ以外の罪については日本が第一次裁判権を持つとする（3項(b)）。また、それぞれが持つ第一次裁判権については、他方の国がその権利の放棄を特に重要と認め、要請があった場合には、それに好意的考慮を払わなければならないとされた（3項(c)）。

日米行政協定における刑事裁判権の実際の運用

日米行政協定第17条の規定内容は大幅に変更され、日本が刑事裁判権を行使できることになった。しかしながら、その運用において、日本が、不起訴にして裁判権を放棄すること、被疑者の捜査を米

90 本間 (2000) 79頁。

91 従来、英国は外国軍隊の内部規則の違反するに留まらない犯罪については、たとえ公務中に犯された場合であっても英国の裁判権に服せしめられるとしてきた。それは、コモン・ウェルス諸国軍との関係—1933年Visiting Forces (British Commonwealth) Act, 1933 (29th March 1933)

(http://www.legislation.gov.uk/ukpga/1933/6/pdfs/ukpga_19330006_en.pdf) 第1条—においても、第2次大戦勃発後の連合軍との関係—1940年Allied Forces Act, 1940

(http://www.legislation.gov.uk/ukpga/1940/51/pdfs/ukpga_19400051_en.pdf) 第3条—においても同様に定められていた。これに対して、米国は、第一次大戦以降（第二次大戦中も）一貫して、その軍隊が受入国の裁判権からの絶対的免除を与えられるよう主張してきていた。交渉の結果、英国との関係においても、合衆国陸海軍の構成員に対する裁判権の絶対的免除を認めさせた—英国と米国間の交換書簡による合意の実施法である、1942年United States of America (Visiting Forces) Act, 1942 (6th August 1942) (http://www.legislation.gov.uk/ukpga/1942/31/pdfs/ukpga_19420031_en.pdf) 第1条—。なお、この法律は、NATO軍地位協定の国内実施法であるVisiting Forces Act, 1952 (30th October 1952) (http://www.legislation.gov.uk/ukpga/1952/67/pdfs/ukpga_19520067_en.pdf) 第3条が採択されるまで有効であった。

See P. Rowe, *op.cit.*, pp.15-18.

92 例えば、競合的な刑事裁判権を認めるNATO軍地位協定の承認の際に、米連邦上院ではこの協定を将来の他の協定の先例とはしないこと、また、被告人である米兵が米国内で享受する（連邦）憲法上権利を否認される危険性がある場合には、その所属部隊司令官が裁判権の放棄を受入国に要求するという留保が付された。See P. Rowe, *op.cit.*, p.23; Sonnenberg and D. A. Timm, “The Agreements Regarding Status of Foreign Forces in Japan (in United States Forces in Japan: A Bilateral Experience)”, in D. Fleck ed. *op.cit.*, p.386; 本間 (1996) 284-285頁参照。

93 第17条改定議定書の交渉が始まる前まで、同盟国となった日本がNATO軍地位協定並みの裁判権を求めてくるとしても、米国は駐留軍の「治外法権(extraterritoriality)」が国際慣習法上認められるものと考えていたとされる。D. Sonnenberg and D. A. Timm, *op.cit.*, pp.383-384.

軍にさせること、定められた期間内に起訴する意図を米軍に対して通知をしないこと、また、必要であれば、既に起訴されている事件の裁判権を放棄することなどを組み合わせて行うことで、米国の意向に沿って、実質的に米軍の刑事裁判権や米兵の免除が最大化するようにしてきたとされる⁹⁴。また、この運用は、その後、日米安保条約と共に新たに締結された日米地位協定においても継続されているとされる。この点について、もう少し詳しくみることにしよう。

現在の日米地位協定と同様に、日米行政協定においても協定の実施・運用に関する問題については、日米両政府間で設置される合同委員会（日米合同委員会）⁹⁵ で協議が行われることになっている（第25条、日米地位協定では第26条）。もちろん、日米合同委員会は協定の内容を変更することはできないが、指針を示すことによってその実施・運用に大きな影響を与えている。なお、協議で合意された事項については議事録が作成されるが、両政府が公表することを合意しない限り、その内容は公表されないものとされている。刑事裁判権に関しても日米合同委員会の専門部会で協議されてきており、その合意事項（の一部）については公表されている⁹⁶。

そこで、第17条改正議定書の実施に際してなされた日米合同委員会での合意事項をみると、米軍の刑事裁判権や米兵の免除が確保されるための指針と考えられるものがある。例えば、第17条3項(a)で米軍に第一次裁判権が認められる犯罪についての先決的な判断権は米軍に委ねられている。日本が米兵等を逮捕した場合には米軍憲兵司令官に通知されるが、その犯罪が米軍「が裁判権を行使する第一次の権利を有するものであるとき又は当該犯罪が公務の執行中に行われたものであるか否かが疑問であるとき」には被疑者は米軍に引き渡されることになる。その際、米軍「は、当該被疑者の公務執行の点に関し、すみやかに決定を行い通知する」とされている（「刑事裁判管轄権に関する合意事項」9項(a)、以下同文書の項目番号のみ記載）。また、「公務」中に行われた犯罪であるか否かが問題となるような特別の場合であっても、（日本の要請を受けて）被疑者である米兵等の所属部隊指揮官によって発給される証明書が反証のない限り、十分な証拠資料となるとされている（43項）。つまり、米軍に第一次裁判権がある犯罪か、又は、「公務」⁹⁷ 中に行われた犯罪か否かについては、米軍の判断に委ねられており、「公務」中であつたことも部隊指揮官の証明書のみで認められるということである。

また、そもそも基地などの施設や区域以外で行われた米兵等の犯罪であっても、米軍による法律執行が認められており（5項(a)）、犯罪が行われた場所に日米双方の法律執行員（米軍MP、警察等）がいる場合には、原則として、米兵等の逮捕は米軍の法律執行員が行うこととされている。確かに、第17条5項(b)に基づいて日本も被疑者である米兵等を逮捕できるが、日本が当該事件を「日本国にとって実質的に重要 (material importance) であり、日本国において被疑者の身柄を確保する正当な理由と必要性があると決定」する場合を除いては、米兵等は米軍が拘禁することとされている（5

94 *Ibid.*, p.388.

95 外務省ウェブサイトでその組織図が示されており、日本側代表は外務省北米局長、米側代表は在日米軍司令部副司令官であり、専門分野毎に分科委員会等が設けられている (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/sfa/pdfs/soshikizu.pdf>)。

96 日米合同委員会で作成された合意のうち、いくつかは外務省ウェブサイト (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/sfa/kyoutei/index.html>; http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/sfa/kyoutei/index_02.html) や防衛省ウェブサイト (<http://www.mod.go.jp/j/approach/anpo/index.html>) で公表されている。なお、刑事裁判権については、1953年10月に合意された事項（49項目）をはじめ、その後随時改正された内容が加えられて現在52項目が「刑事裁判管轄権に関する合意事項」、「同（仮訳）」 (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000017524.pdf>; <http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000017523.pdf>) として掲載されている。

97 なお、この「公務」の範囲について、日米合同委員会合意（1956年3月28日）がなされている。「公務」には米兵等が「宿舎又は住居から、直接、勤務の場所に至り、また、勤務の場所から、直接、その認められた宿舎又は住居に至る往復の行為を含む」と解されるが、「ただし、合衆国軍隊の構成員又は軍属が、その出席を要求されている公の催事における場合を除き、飲酒したときは、その往復の行為は、公務たるの性格を失う」とされていた。しかし、（特に、沖縄において）飲酒運転による死亡事故が後を絶たないことから、2011年12月16日の日米合同委員会において、「ただし」以降の「その出席を要求されている公の催事における場合を除き」が削除された。「日米地位協定の刑事裁判権に関する規定における「公務」の範囲に関する日米合同委員会合意の改正」 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/sfa/kyoutei/koumu_hani.html)。

項(b))。第17条5項(c)において日本が起訴するまでの間は米軍が引き続き拘禁すると規定されていることもあり、実際のところ捜査・取調べの段階では米兵等の身柄は米軍が確保することになるのである⁹⁸。こうした状況の下で、日本に第一次裁判権がある犯罪については日本が捜査・取調べを行い、起訴するか否かを決定することになるが、第17条3項(c)では「裁判権を行使しないことを決定したときは、できる限りすみやかに」米軍に通告しなければならない規定する。しかしながら、日米合同委員会の合意では、裁判権を行使する（起訴をする）という決定についても一定期間内に法務省を通じて在日米軍司令部の法務部に通告しなければならないとされた。その期間であるが、米兵等による犯罪であるとの通知を受けてから、日本の法令で6カ月以下の懲役に当たる犯罪（A号犯罪）については5日（1961年1月の日米合同委員会合意で10日に延長）、同じく6カ月を超える懲役に当たる犯罪（B号犯罪）については20日とされている。その期間内に日本が通告しない場合、又は、起訴しないとの通告をした場合には米軍に裁判権が移転されることになる（40項）。この通告までの日数を考えると、日本が米兵等の身柄を確保していない場合には、捜査に当てられる時間は更に限定され、事実上第一次裁判権を放棄することになるのである⁹⁹。

このことに関連して、2011年8月26日に外務省が公表した第17条改正議定書の交渉記録と関連文書¹⁰⁰において注視すべき文書が存在する。まず、第17条5項に規定される米兵等の拘禁について、1953年10月22日の日米合同委員会裁判権小委員会刑事部会の会合における米軍代表（アラン B. トッド中佐）と日本代表（津田実）のやりとりである¹⁰¹。日本が逮捕した米兵等を米軍の拘禁下に移すために釈放する際に、その者「を取り調べることができることをその釈放の条件とした場合には、日本国の当局の要請があれば、日本国の当局がその犯人をいつでも取り調べるようにすることを保証したい」との米軍代表の発言に対して、日本代表が「前記の保証に鑑み、日本国の当局がその犯人の身柄を拘束する場合は多くはないであろうと述べたい」としている。この発言からすれば、日本に第一次裁判権がある犯罪を行った米兵等を日本が逮捕しても、日本で拘禁することなく米軍の下に移すことを前提としようとしたものと解される。そうであれば、さらに日本が裁判権を行使することが困難になるであろう。また、同条3項に規定される日本の第一次裁判権の行使について、1953年10月28日の同部会の会合における日本代表（津田実）による「実際上の運用に関し、私は、方針として、日本国の当局が日本国にとって実質的に重要 (material importance) であると考えられる事件以外については」、米兵等「に対し、裁判権を行使する第一次の権利を行使する意図を通常有しない旨述べることができる」との発言がある¹⁰²。どの事件が「実質的に重要」であるかの決定権は日本にあるとしても、この発言からすれば、それ以外の事件については日本に第一次裁判権があるものであっても、そ

98 1995年9月に沖縄で発生した米兵による少女暴行事件を受けて、同年10月25日の日米合同委員会で「殺人又は強姦という凶悪な犯罪」など日本が重大な関心をもつ「特定の場合に」被疑者の起訴前の身柄引き渡しを可能とする運用改善の合意がなされた（「日米地位協定第17条5(c)及び、刑事裁判手続に係る日米合同委員会合意」(http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/sfa/rem_keiji_01.html)。ただし、この合意においても、そうした特定の場合に、日本が行う拘禁の移転の要請に対して米軍は「好意的な考慮」を払うのみでよく、必ずしも身柄の引渡しがなされるわけではない。

99 1962年8月の第41回衆議院法務委員会において、この通告の期間制限が日本の第一次裁判権行使の妨げになっているのではないかとの質問（志賀義雄委員）がなされ、これに対して説明員（法務省刑事局刑事課長の羽山忠弘検事）からはこの期間制限が捜査の障害になっていることを認めつつも、不起訴を生む結果にはなっていないとの回答がなされている（「第41回衆議院法務委員会議録第4号」（1962年8月28日）2頁）。しかし、刑事裁判において有罪率の極めて高い日本において、十分な捜査なく（長期間にわたる捜査・取調べは別の問題を生じるが）起訴されるとは考えづらく、捜査の障害が起訴率に関わらないという回答には疑問が残る。

100 「1953年の日米行政協定第17条（刑事裁判権）改正交渉に係る外交記録及び関連資料の公表」（2011年8月26日）(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/sfa/1953kaisei.html>)。

101 「日米行政協定に基づき設置された合同委員会の裁判権小委員会刑事部会の記録の写し（2011年に米側から提供されたもの）：1953年10月22日の会合の記録」(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/sfa/pdfs/1953kaisei04.pdf>; <http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/sfa/pdfs/1953kaisei05.pdf>)。

102 「同：1953年10月28日の会合の記録」(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/sfa/pdfs/1953kaisei06.pdf>; <http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/sfa/pdfs/1953kaisei07.pdf>)。

れを原則として行使しないことを示したものと解される。この表現は日本が米兵等の身柄を確保するか否かを決定する基準と同一であり、これらを合わせれば、日本は「実質的に重要」だと考える事件以外については裁判権を行使せず、それゆえ米兵等の拘禁も行わないということになる。もしそうであれば、規定内容の改正が行われたにもかかわらず、日本の刑事裁判権は非常に限られた事件に対してのみ行使されることが合意されていたことになる。これらの合意については、交渉記録等の公表がなされるまで日米地位協定の刑事裁判権に関する「密約」であるとして議論されてきたものである¹⁰³。これに対して、外務省は上記文書の公表前日（25日）の日米合同委員会で日本代表による「一方的な政策的表明」であり、「日米両政府間の合意」ではなかった旨を確認している¹⁰⁴。ただし、外務省がいわゆる「核密約」問題とともに刑事裁判権に関する文書の非公開を求めていたとの報道もあるように¹⁰⁵、米兵に対する刑事裁判権についての交渉記録・関連文書の公表については日本にとって極めて重要な問題であるとの認識があったといえよう。

公式見解で示されたように上記の関連文書が一方的な政策的表明であったとしても、日米合同委員会の合意事項の指針に従って、米兵に対する日本の刑事裁判権が実際にどのように運用されているかが重要である。そこで、第17条改正議定書が発効した1953年10月以降の米兵に対する刑事裁判権の行使の状況（起訴の状況）について確認することにする。ただし、各都道府県についての資料は存在しておらず、また、全国の状況に言及する資料には若干の数字の違いがあり、残念ながら（岐阜県での状況¹⁰⁶を含め）正確な分析を行うことはできなかった。例えば、2011年8月に外務省が公開した資

103 第17条改正議定書に関する交渉記録及び関連文書は2011年8月になるまで公表されず、その内容は米国の国立公文書館の資料のみで確認されていた（本文書を含め、その他のいわゆる「密約」文書については、新原昭治『日米「密約」外交と人民のたたかい—米解禁文書から見る安保体制の裏側』（新日本出版社、2011年）参照）。なお、これらの文書を受けて作成された法務省の非公開文書が存在し、実際にこの指針に従って刑事裁判権の行使が行われてきたことから、刑事裁判権に関する日米の「密約」問題が存在するとされてきた。この問題について詳細に論じたものとして、吉田敏浩『密約—日米地位協定と米兵犯罪』（毎日新聞社、2010年）[以下、吉田（2010）]、布施祐仁『日米密約—裁かれない米兵犯罪』（岩波書店、2010年）。

104 「日米合同委員会（2011年8月25日）におけるやりとり（関連部分）」、「同（仮訳）」（2011年8月26日）

(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/sfa/pdfs/1953kaisei08.pdf>; <http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/sfa/pdfs/1953kaisei09.pdf>)。ただし、同日に公表された「日米安全保障条約関係一件 第三条に基づく行政協定関係 刑事裁判権条項改正関係（17条）第1巻」(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/sfa/pdfs/1953kaisei01.pdf>)によれば、第17条改正議定書についての交渉が始まる以前に米国から駐米大使に対して「…英国その他におけると同様、非公式の政府間了解により一定の犯人を米側に引き渡すことは可能」かとの打診があったとの電信が掲載されており（6枚目）、早い段階から米国は米兵に対する刑事裁判権を確保するための主張していたことが分かる。その後、日米間で交渉が繰り返され、例えば、「主要問題点に関する米側原案と妥協案との比較対象」（1953年9月16日）とする文書において、日米間の交渉において採択された案が掲載されている。その中の「日本側第一次裁判権行使の範囲について」では日本案が採択され、「日本政府が、実質的に見て日本にとって重要であると認める（この認定は日本当局の専権に属する）事件以外については、通常、第一次裁判権を行使するつもりはないとの運用上の方針を、合同委員会刑事裁判権分科会で日本側代表（法務省津田課長）が一方的に陳述する。但し、右陳述は、第一次裁判権を規定した議定書第三項の原則を害するものと解釈してはならない旨をあわせて陳述する。

右各陳述は、分科会の記録（部外秘）に残し、この議事を合同委員会本会議に報告するにとどめ、本件議定書、公式議事録、公式会議の記録中には何らふれないこととする」こととなった旨の記載がなされている（343-344枚目）。確かに、これらの文書からは日米間の合意が存在していたとまではいえないが、関連文書の内容は日米両国の交渉の結果であることは間違いないであろう。

105 「外務省が『核密約』非公開要請 米公文書で裏付け」『西日本新聞』2017年1月3日の記事によれば、西日本新聞が米情報自由法に基づき、米公文書の機密解除審査部門責任者であった故ドワイト・アンバック氏が1987年4月に作成した「機密解除に関する日本の申し入れ書」を入手した。同文書において、在米日本大使館は1987年1、3月に、(1)「核兵器の持ち込み、貯蔵、配置ならびに在日米軍の配置と使用に関する事前協議についての秘密了解」、(2)「刑事裁判権」、(3)「ジラード事件」、(4)「北方領土問題」、(5)「安保改定を巡る全般的な討議」について機密を解除して国務省刊行の外交史料集に収録しないよう同省東アジア太平洋局に文書で申し入れていたことが明らかとなり、これらのうち、(1)(2)については「引き続き（公開）禁止を行使する」と結論づけられたことが明記されていた。

106 因みに、岐阜県内で検挙された米兵等（国連軍兵士等も含む）の人数についてのみ（起訴件数等の検察段階の統計は見当たらない）、1953年から1964年まで『岐阜県統計書』において「被疑者生活状態（調）」として統計がとられていた（岐阜県統計書デジタルアーカイブ(<http://www.pref.gifu.lg.jp/kensei/tokei/tokei-joho/11111/tokeisyo-youran/gifuken-tokeisho/>)）。各年の罪状別人数としては、1953年：34名（暴行5、傷害1、窃盗5、詐欺9、その他刑法犯14）、1954年：101名（強盗1、強盗傷人（屋外2）、強姦1、暴行17、傷害16、脅迫6、窃盗31、詐欺16、横領1、その他刑法犯10）、1955年：

料¹⁰⁷に記載されているものによれば、外務省が法務省から聴取した数字（以下、受理人数、起訴人数（起訴率）の順に記載）として、1954年：6546人，165人（2.5%），1955年：7795人，144人（1.8%），1956年：9295人，139人（1.5%），1957年：5742人，130人（2.3%），1958年：3854人，121人（3.1%），1959年：2741人，142人（5.2%）であり、この間の起訴率の平均は2.3%となっている。因みに、1960年6月に日米地位協定が発効した後は、1961年：2004人，186人（9.3%），1962年：2449人，303人（12.4%），1963年：2523人，390人（15.5%），1964年：1979人，307人（15.5%）であり、この間の起訴率は13.2%と高くなっている。この数字からだけでは判断はできないが、起訴率の上昇は米兵の犯罪に対する処遇を巡って、日本国内で反基地感情が高まったこと、受理人数の減少はこの時期に前後して米海兵隊が沖縄に移転していることに関連しているように思われる。なお、これらの数字には道路交通法（道交法）違反も含まれているが、米兵等については道交法による起訴はほとんどなされないため、刑法犯についての起訴率はもう少し高くなるものと考えられる¹⁰⁸。また、米兵による犯罪の起訴の状況についての質疑が行われた1962年8月28日の第41回衆議院法務委員会において示された数字¹⁰⁹（以下、起訴件数、不起訴件数、未済件数（起訴率））によれば、1958年：121件，3916件，256件（3.0%），1959年：120件，3384件，151件（3.4%），1960年：142件，2669件，40件（5.1%），1961年：189件，1849件，85件（4.6%）となっており、若干の数字の違いがあるものの、上記のものとはほぼ同じといってよい。なお、1960，61年については刑法犯のみの数字も挙げられており、1960年：129件，1088件（10.6%），1961年：148件，905件（14.1%）であり、起訴率はやや高くなっている。

さて、これらの数字から分かることは、道路交通法違反を含めて、米兵による犯罪に対する日本の刑事裁判権の行使はほとんどなされておらず、日米地位協定発効以前は少なくとも96-97%程度¹¹⁰が、また、日米地協定発効後も86%程度が不起訴処分となっているということである。この当時の刑法犯に対する日本人に対する起訴率¹¹¹が1954年：35.8%，1955年：40.1%，1956年：43.8%，1957年：46.1%，1958年：50.2%，1959年：48.7%であったことからすれば、米兵による犯罪に対する起訴率の低さは極めて顕著である。このことは、先の文書が一方的な政策的表明に過ぎないとしても、日本が「実質的に重要」である犯罪以外には刑事裁判権を行使しておらず、事実上、米軍の刑事裁判権や米兵の免除を最大化するようにしてきたことの証左であるといえよう¹¹²。

45名（強盗傷人（屋内1），暴行5，傷害6，窃盗16，その他刑法犯17），1956年：40名（強盗傷人（屋内2，屋外1），強姦3，暴行7，傷害7，窃盗10，その他刑法犯10），1957年：11名（暴行1，傷害5，窃盗1，その他刑法犯4），その後，58年，60年，63年にそれぞれ1名（その他刑法）となっている。このうち，その他刑法の多くは道路交通法違反であると考えられる。実際に行われた犯罪は更に多かったものと考えられるが，これらの数字からは犯罪の発生件数，認知件数を推し量ることはできず，また，実際に起訴された件数についても不明である（罪状を考慮し，全国の起訴率を当てはめれば，せいぜい1件/年程度であったと考えられる）。なお，キャンプ岐阜に海兵隊が駐留した1954年には明らかに犯罪が増加している。

107 「日米安全保障条約関係一件 第三条に基づく行政協定関係 刑事裁判権条項改正関係（17条）第2巻」

(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/sfa/pdfs/1953kaisei02.pdf>) 318枚目。

108 法務省刑事局『合衆国軍隊構成員等に対する刑事裁判権関係実務資料』（現在非公開）に記載されていた1953年10月29日から1955年5月31日までの罪種別の受理件数，起訴件数などのデータ（「合衆国軍隊要員犯罪事件罪種別処理人員調〈累計〉」）からは，殺人（33.3%），強盗（17.1%），強盗致傷（32.2%），強姦致傷（29.1%）であるのに対し，道交法違反（0%），器物損壊（0%），暴行（0%），窃盗（1.3%），傷害（1.6%）となっている。つまり，軽微な犯罪についてはほとんど起訴されることはないということである。この資料については，林（2012）164-165頁参照。

109 「第41回衆議院法務委員会議録第4号」1-2頁。

110 米陸軍法務局の「外国法廷での米兵への刑事裁判権行使統計」（新原昭治氏の調査）では，1955-1959年まで日本が裁判権を放棄（ここでいう放棄には不起訴も含まれると解されるが）したのは全体の96%以上となっているとされる。吉田（2010）105-106頁参照。

111 法務省『昭和35年版 犯罪白書』，同『昭和36年版 犯罪白書』に記載されている「検察庁処理事件中の起訴・起訴猶予等の百分率」参照。なお，各年度の犯罪白書については，法務省ウェブサイト (http://hakusyol.moj.go.jp/jp/nendo_nfm.html)。

112 D. Sonnenberg and D. A. Timmも，日本にとって「特に重要な (special importance)」な事件を除き裁判権を行使する第一次の権利を放棄するという「密約 (informal agreement)」が締結されており，日本はこの了解事項を誠実に実行してきていると述べている。D. Sonnenberg and D. A. Timm, *op.cit.*, p.387.

小括

GHQ占領下では、伝統的な軍事占領とは異なる状況であったものの、連合軍兵士のみならず、あらゆる連合国民が日本の刑事裁判権からの免除を受けることとなった。これらの者に対してはGHQによって設置された軍事占領裁判所が専属的裁判権を行使するものとされた。その後、日本の刑事司法制度が整備されると、連合軍兵士等と特定の連合国民などを除き、日本の刑事裁判権は連合国民に対しても及ぶこととなった。しかし、GHQは米軍を含む連合軍兵士等が日本の刑事裁判権に服することは認めなかった。

講和条約が発効し、占領軍ではなくなった米軍は日米行政協定によってその法的地位が定められることになった。当初、刑事裁判権について規定する第17条は、米兵等に対する米軍の専属的裁判権を認めていた。そもそも、駐留軍の法的地位を定める地位協定は軍隊の派遣国と受入国の間の政治的状況などを反映するものであり、日米行政協定は米国の基本的立場—米兵の受入国からの絶対的免除の保障—を受けたものであると考えられる。この規定に対する日本国内の否定的反応から、この条文の改正交渉がなされ、NATO軍地位協定と同等の第17条改正議定書（現在の日米地位協定と同一）が締結された。これにより、いずれかが専属的裁判権を行使する犯罪を除き、米軍と日本の刑事裁判権の行使は競合することになり、米国の財産・安全、米兵等の身体・財産のみに対する罪、公務中に発生した罪については米軍に第一次裁判権を、その他は日本が第一次裁判権を持つものとされた。

しかし、協定の運用については日米合同委員会で協議され、そこでなされた刑事裁判権に関する合意事項からは、米軍に第一次裁判権の行使の先決的な決定権があり、また、日本に第一次裁判権を放棄させる（結果、米軍に刑事裁判権が移行する）手続が存在することが確認できた。さらに、公式見解では単なる「一方的な政策的表明」に過ぎないが、日本は自国にとって「実質的に重要」と考えられる事件以外については第一次裁判権を行使しない旨の方針が示されていた。このことを裏付けるかのように、実際の運用では、米兵に対して日本の刑事裁判権がほとんど行使されていない状況が存在している。

以上のように、米国は占領後も自らの専属的裁判権を主張し、また、競合裁判権を認める地位協定が締結された後も、その運用によって自らの刑事裁判権の行使が最大化されるようにしてきている。實際上、米国が米軍の受入国に第一次裁判権を放棄させるよう要請することは、日本のみではなく、例えば、ドイツに対しても強くなされている。その結果、受入国が第一次裁判権を放棄している事例は数多くあるとされる¹¹³。確かに、地位協定の内容やその運用は、当該協定を締結する国家間の非対称な関係に大きく影響されるものであるとしても、こうした運用は米国が米兵等に対する刑事裁判権をできる限り確保しようとする強い意思が働いているものと考えられる。その根底には上述したように他国の司法制度に対する偏見・差別意識のみならず、軍事活動やそれを担う軍隊・兵士等は優先されるべきであるという確信—軍事利益の重視—が存在しているように思われる。また、日本も米国の意向に沿ってこうした運用を実践してきたのである。しかし、これによって米兵等による犯罪の被害者の人権が蔑ろにされるべきではなく、そうした人権侵害を認めてまでも軍隊・兵士等に対して特別な取扱いをすべきか考える必要があろう¹¹⁴。

113 本間 (1996) 285-286頁参照。例えば、「ドイツ連邦共和国に駐留する外国軍隊に関して北大西洋条約当事国間の軍隊の地位に関する協定を補足する協定」(Agreement to Supplement the Agreement between the Parties to the North Atlantic Treaty regarding the Status of their Forces with respect to Foreign Forces stationed in the Federal Republic of Germany) (1959年8月3日署名, 1971年10月21日, 1981年5月18日, 1993年3月18日改正) には、ドイツによる裁判権の移転要請に米国は好意的考慮を払うとの規定もあるが、そもそも同協定第19条1項（「裁判権が競合する場合に派遣国の要請があるときは、連邦共和国は、NATO軍地位協定第7条第3項(b)号 [日米地位協定第17条3項(b)と同一内容] によりドイツの当局に認められる第一次的権利を…当該派遣国のために放棄する」(括弧内は筆者補足)) によって、米兵によるほとんど全ての犯罪についてドイツは第一次裁判権を放棄するよう求められている (林 (2012) 161頁)。

114 秋林こずえ「法による暴力と人権の侵害」島袋純・阿部浩己編『沖縄が問う日本の安全保障』(岩波書店, 2015年) 156頁, 新倉他 (2000) 122-123頁参照。

V 結びに代えて

戦後日本においてGHQ(米軍)がとった性政策と米兵の犯罪に対する日本の刑事裁判権という2つの問題について検討してきた。本来なら、キャンプ岐阜をめぐる生じた問題(特に、米軍と住民との関係)についてもう少し調査、分析すべきであったが、不十分になってしまった。ただ、上記の問題について米国・米軍と日本の関係という大きな視点からみたことで、日米関係、特に軍関係にみられる特徴が明らかになった。1つ目は、ある意味当然のことではあるが、米国・米軍は自国兵士の安全・権利の保護を優先し、それが最大限確保できるような政策・施策を講じようとしてきたということである。2つ目は、日本がそうした政策・施策を米国・米軍と協同して、又は、好意的な考慮を払うことで(率先してという訳ではないが)実行・実践してきたということである。その結果として、日本国民に何らかの権利侵害が生じたとしてもである。3つ目に、これも一般的なこともかもしれないが、表向きの法制度が構築されても、実際には別の目的のために異なる運用が行われるということである。こうした特徴は現在の日米関係・軍関係においてもみられるものであろう。

軍の派遣国による性政策、軍の受入国による当該軍の兵士に対する刑事裁判権の行使という点に着目すると、まず、性政策については「軍の派遣国—受入国」という非対称な国家間関係に由来する派遣国(兵士)による受入国(現地住民)に対する優越感や差別意識に加えて、「軍隊の男性兵士」と「現地の女性」という軍隊に強く表れるジェンダー差別の意識が大きく作用していると考えられる。さらに、性政策において、軍が売春やある種の性的搾取を許容するかについては、受入国の社会のあり方—売春業等を地域経済に資するものとする思考や女性蔑視の考え方—もその要因となっているといえよう¹¹⁵。次に、受入国による刑事裁判権の行使についても、地位協定を締結するための前提となる「軍の派遣国—受入国」における政治的・歴史的・軍事的な国家間関係が大きく影響しているといえよう。そもそも軍の兵士のみならず自国民に対する外国の刑事裁判権の行使に対して懸念を示す国は存在しており(例えば、犯罪人引渡制度における相互主義の適用自体がこうした懸念の現われである)、また、派遣国と受入国の間に法制度や法文化の相違があればなおさら懸念は大きくなる。そうであれば、派遣国は自国兵士に対する受入国の刑事裁判権の行使をできる限り制約するよう求めるであろう。ましてや、占領地域の場合と同様に、戦闘行為が継続又は一時中断しているような地域に駐留する場合には、受入国の司法制度が機能不全に陥っている可能性もあり、派遣国は自らの専属的裁判権を主張するものと考えられる。

以上の分析結果は米国・米軍のみだけでなく、すべての国・軍隊にも当てはまるものである。そこで、最後に近年のPKO派遣部隊¹¹⁶の問題について触れて論を終えることにしたい。まず、PKO派遣部隊の法的地位については、国連と受入国の間のモデル地位協定¹¹⁷によることが一般的である。この協定の第48項(b)はPKO派遣部隊兵士の犯罪に対する刑事裁判権について規定し、「国連平和維持活動の軍事部門の軍事要員(兵士)は、[受入国/地域]で犯すことのあるすべての犯罪について、本国たる部隊派遣国の専属的な刑事裁判権に服する」としている。すなわち、PKO派遣部隊兵士の犯

115 林 (2015) 271頁参照。

116 現在 (2017年1月10日)、日本の自衛隊も2009年よりジブチ海賊対策及び2012年より国連南スーダン派遣団 (United Nations Mission in the Republic of South Sudan: UNMISS) の施設部隊として派遣されている。ジブチについては、2009年4月3日の日本・ジブチ外務大臣による「ジブチ共和国における日本国の自衛隊等の地位に関する日本国政府とジブチ共和国政府との間の交換公文」(外務省告示223号) (『官報』第5055号 (2009年4月20日) 2-4頁) が締結され、これによって法的地位が定められている。なお、刑事裁判権については第5項に定められており、ジブチ派遣の自衛隊員は、外交関係条約に基づいて「事務及び技術職員」に認められる特権免除を享有するとされている。すなわち、外交関係条約第37条2項及び同31条1項にもとづいて「刑事裁判権らかの免除」(日本の専属的裁判権)が認められることになる。また、南スーダンについては、「UNMISSに関する国連と南スーダン共和国間の地位協定」(http://www.un.org/en/peacekeeping/missions/unmiss/documents/unmiss_sofa_08082011.pdf)によって法的地位が定められ、刑事裁判権については、その第51条(b)に基づき日本に専属的管轄権が認められている。

117 *Model Status-of-forces agreement between the United Nations and host countries*, UN Doc. A/45/594 (1990), Annex, para.48(b).

罪行為は、公務か否かに関わらず、PKO派遣国が専属的裁判権を行使するのである。確かに、PKOが派遣される国又は地域の多くはその治安状況が悪化しており、一般的には、受入国がPKO派遣部隊兵士の安全・権利の確保を行う意思又は能力を欠く状況にあるものと考えられる。それゆえ、部隊派遣国に専属的裁判権が認められていても、必ずしも不合理であるとはいえないであろう¹¹⁸。

ところが、近年、PKO派遣部隊兵士による受入国での性的搾取・性暴力とそれに対する刑事裁判権の行使が深刻な問題となっている。この問題が大きく取り上げられたのは、(もちろんそれ以前にもあったであろうが)1990年代にボスニアヘルツェゴビナやソマリアにおいてPKO派遣部隊兵士等が関与する人身売買と受入国の女性・少女のとの性的関係が報告されるようになって以降である。冷戦終了後、PKOの活動は活動領域が拡大しただけでなく、機能の多様化(紛争の防止、平和執行、平和構築、平和維持及び平和の回復又は維持のための人道的活動など)も進んだ。こうした活動の質的・量的変化はPKO派遣部隊兵士と受入国・地域の住民との交流を増加させることになった。PKO派遣部隊兵士として従事しているのは男性がほとんどであり¹¹⁹、これに対して受入国の住民の多くは紛争等によって経済的貧困の状況にあり、また、保護を必要とする女性や子どもである。PKO派遣部隊兵士による受入国の女性・少女への性暴力に加えて、こうした関係の中で行われる性的関係は性的搾取とみなされるとして非難されるようになったのである。

そこで、国連はPKO派遣部隊による性的搾取に対して不寛容(zero tolerance)政策をとることとし、2003年に国連事務総長によって「性的搾取及び性的虐待からの保護に関する特別措置」¹²⁰についての告示(Bulletin)(ST/SGB/2003/13)が出されることになった。この告示において「国連の指揮及び支配下で活動する国連軍(United Nations Forces)は性的搾取及び性的虐待を行うことを禁じられ」(Sec.2.2)、「性的搾取及び性的虐待は普遍的に承認されている国際法規範及び基準に違反する」ものとされた(Sec.3.1)¹²¹。その上で、「性的搾取又は性暴力を行ったとする証拠が存在する場合、…刑事訴追のために国家の権限ある当局へ付託しうる」とした(Sec.5)。しかしながら、その後も性的搾取・性暴力は度々繰り返されており、例えば、2016年2月の「性的搾取及び性暴力からの保護に対する特別の措置」に関する国連事務報告¹²²によれば、2015年の1年間で国連関連の職員による性的搾取又は性暴力に関する報告は99件に上り(para.4)、そのうちPKO派遣部隊兵士によるものは38件に上る(para.6)とされる。さらに、性的搾取・性暴力を行ったとされるPKO派遣部隊兵士が裁判に付されることなく不処罰とされている事態もある。PKO派遣部隊兵士については派遣国の専属的裁判権が認められており、派遣国が裁判権を行使しなければ処罰されないのである。こうした事態に対し

118 岩本(2010)137頁参照。

119 冷戦期にPKOに従事していた者は圧倒的に男性であり、1957年から1989年までの間で軍事要員に占める女性の割合は0.1%に過ぎなかったとされる。1993年の段階でも1%程度であり、2012年でも女性は軍事要員の3%、警察要員の10%に過ぎない。See O. Simic, *Regulation of Sexual Conduct in UN Peacekeeping Operation* (Springer, 2012), p.18.

120 *Secretary-General's Bulletin, Special measures for protection from sexual exploitation and sexual abuse*, ST/SGB/2003/13 (9 October 2003).

121 その上で、Sec.3.2において、「(a) 性的搾取及び性的虐待が重大な違反を構成し、規律措置(略式命令を含む)の対象となること、(b) 子どもとの性的関係の禁止、(c) 性交(性的行為又はその他の形態の侮蔑的、体面を汚す若しくは搾取的態度を含む)のために金銭、雇用、物品又は役務の交換は禁止される。これには支援の受益者のためのあらゆる支援の交換も含むものとする。(d) 国連職員と支援の受益者の間の性的関係は、固有の不平等な権限に基づくものであるため、国連の任務の信用性及び統一性を毀損するものであり、強く非難される」とされている。なお、(c)において金銭・雇用・物品・役務の交換を伴う性行(合意による性的関係及び売春)が性的搾取として定義され、禁止されていることに対して、これが過度に保護主義的であり、消極的ジェンダー概念及び帝国主義的ステレオタイプに依拠しており、かつ、国際人権規範及びジェンダー平等に反しているとして、批判する見解もある。See O. Simic, *op.cit.*

122 U.N. Secretary-General, *Special Measures for Protection from Sexual Exploitation and Sexual Abuse*, U.N. Doc. A/70/729 (Feb. 16, 2016) (http://www.un.org/ga/search/view_doc.asp?symbol=A/70/729).

てどのような取組みをなすべきかが喫緊の課題となっており¹²³、その対応の一つとして国連事務総長は強かんといった性犯罪を行ったとされるPKO派遣部隊兵士の国籍を初めて明らかにした¹²⁴。さらに、2016年3月には、安保理が事務総長に対してPKO派遣部隊兵士に関して裁判権を行使しなかった部隊派遣国のすべての部隊を再配置（交代）するよう要請している¹²⁵。こうしたPKO派遣部隊兵士による受入国の女性・少女に対する性的搾取・性暴力も先ほど述べた「軍の派遣国—受入国」の関係、「軍隊の男性兵士」と「現地の女性」というジェンダー意識に基づく差別、派遣国の専属的裁判権とその不行使の問題に関わっていると考えられる。

軍隊と「性」問題（売春・性的搾取・性暴力）、軍の兵士による犯罪に対する刑事裁判権のあり方は古くからある問題であり、また、現代の問題でもある。本稿ではその一端を見ただけであり、さらなる分析・検討を続けていく必要がある。

[本研究はJSPS科研費26380071, 16K03319の助成を受けたものです。]

123 PKO部隊派遣兵士が不処罰とされていることに対する国連・国連事務総長の対応については、see R. Boom, “Special Measures for Protection from Sexual Exploitation and Abuse in UN Peacekeeping: Can the General Assembly Unite Against Impunity of Military Peacekeepers?” , *ASIL Insights* Vol.20 Issue 13 (2016) (<https://www.asil.org/insights/volume/20/issue/13/special-measures-protection-sexual-exploitation-and-abuse-un>); *ibid.*, “Impunity of Military Peacekeepers: Will the UN Start Naming and Shaming Troop Contributing Countries?” , *ASIL Insights* Vol.19 Issue 25 (2015) (<https://www.asil.org/insights/volume/19/issue/25/impunity-military-peacekeepers-will-un-start-naming-and-shaming-troop>).

124 U.N. Doc. A/70/729, pp.33-41.

125 S.C. Res. 2272, para.2 (Mar. 11, 2016).